

監獄協會雜誌

第 四 號
第 貳 拾 七 卷

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

四月二十日發行

監獄協會雜誌第二十七卷第四號目次

○論 說……………(一頁)

○勤儉の風を伴すべし……………典 獄 莊 田 經 倫

○監獄作業に就て……………(一五頁)

○講 演……………法學博士 鶴 澤 總 明

○監獄之教育……………(二六頁)

○統 計……………(三三頁)

○雜 纂……………(三三頁)

○新入監者身神状態調査に就て……………監 獄 醫 藤 本 慶 太 郎

○又新日乗……………河 野 乘 繼

○死刑執行の状況……………警 井 宗 成

○寄 書……………(五〇頁)

○不良少年に對する刑事政策……………白 井 勇 松

○少年受刑者の犯因と境遇(承第二十七卷第一號)……………澤 田 順 次 郎

○成人會費徴収報告……………(六二頁)

○詳馬縣下保護概況……………前橋監獄報 堂

○保護瑣談……………(六八頁)

○通 信……………(六八頁)

○臺南監獄近況……………福 岡 監 獄 報

○福岡縣下に於ける保護事業の概要……………(七二頁)

○彙 報……………(七二頁)

○前橋監獄職員の共同購買○青森監獄の追用法會○秋田監獄の震災○受刑者の縊死○刑事被告人の縊死○受刑者の惨死○腸窒扶斯患者の發生○是も腸窒扶斯○パラチフス患者の發生○受刑者同因の頭を割る○受刑者同因を傷く○歸を揮て同因を毆打す○看手部長受刑者に咬まる

○司法省監獄公文……………(九二頁)

○叙 任……………(九二頁)

○會 報……………(九二頁)

○茶話會……………(九二頁)

○其の加盟保護會等……………(九二頁)

○成人會費徴収報告……………(九二頁)

皇太后陛下御不豫の悲報突如として朝野に傳はるや上下錯愕して措く所を知らず只管御平癒を祈り奉りしに圖らさりき大正三年四月十一日一朝鸞駕天を指して幽明迥に隔て給はんとは、嗚呼哀しひ哉

恭しく惟るに 皇太后陛下は貞淑柔明の資を以て夙に中宮に入らせ給ひ君徳に賛して惠澤四海に洽く殊に心を教育慈善の事業に須ひさせられ勳精内助の功を積み範を衆庶に垂れさせらる宇

内欽仰せざるはなし實に坤德無比百代の龜鑑たり
今や溘焉登遐し給ひ天地暗愴として卒土哀傷
す茲に虔んで哀悼の微忱を展べ奉る

監獄協會雜誌第貳拾七卷第四號

論

說

勤儉の風を作興すべし

世人或は云ふ我現代の社會に於ては世道人心年に荒廢し風俗人情月に陵夷するの傾向ありと果して然るや否や吾人は遽に之を斷定することを欲せざるも近時社會の中流以上に位する人士にして刑事上の罪人となるもの頻々として輩出するは顯著なる事實なり殊に最近時に暴露したる海軍收賄事件の如きは一世を驚殺したる一大恨事とす由來帝國軍人は廉潔忠勇を以て生命とし武士道の權化として世界に冠絶するの稱あり然るに今や最高級の海軍々人にして犯罪の嫌疑を被り累讎の辱を受く豈に遺憾の極ならずや顧みて我監獄部面を見るに是れ亦其數に洩るゝ所なく刑事の訴追を受けたるもの往々之れ有り現に神戸廣島の兩監

獄に於ても下級官吏中收賄事件被告人として繫獄中のものあるを聞く洵に慨歎に堪へざるなり、斯の如く社會の上下各階級を通して銅臭紛々たる破廉耻漢を出すものあるは世道人心の荒廢せるが爲なる乎人情風俗の陵夷なるか爲めなる乎吾人は細心其の原因を究め、之れが矯正に努めざるべからず

惟ふに現代の文明は主として物質的進歩に基因す而して物質的進歩は肉體的生活の向上を促すと與に奢侈の風を醸生し奢侈の風は經濟上の困難を誘致し天下到る處として生活難の聲を聽かざるは無し之に加ふるに明治維新の改革は古來の道徳に動搖を來し舊道徳漸く勢力を失して新道徳尙は未だ作らず教育の事業は隆盛なりと雖とも動もすれば智育の一方に偏して德育の方面甚だ振はず又宗教は其權威の大半を失して社會多數の人心を支配し難きもの方今我邦の實狀に非ずや是を以て今日に於て世道人心を維持し風俗人情を淳化せんとするには政治經濟教育道徳宗教の各方面より弊害の由て來る所を講究し之に對する救治の策を講せざるべからざる事勿論なりと雖も刻下當面の急務如何と問へば吾人は先づ奢侈驕逸の風を誡め可成簡易生活に據るの氣風を作興するにありと謂はん

論

とす殊に監獄官吏の如き薄給者の大部分を占むるものに在りては最も其必要なるを認めざる能はざるなり

蓋し從來監獄職員にして法網に觸れたるものに就て之を見るに其罪質は大概收賄か監守盜又は委託金費消にあらざるは無し而して之れか犯罪の原因動機は各差別あれども其遠因に溯りて之を云へば奢侈驕逸の弊に流れしか一時の虛榮心に驅られたるにあらざるはなし固より薄給の身の平素勤儉を思はざるに有らざるも世間華美の風習は知らず識らず一身一家に浸潤し不如意なる生計は愈不如意を告げ他人の美衣美服に銜ふものありて最愛の妻子之を羨めども一家の事情は其慾望を充さしむること能はず況んや病魔の時に來て家を覗ふものあるに於てをや、若し此際此時利を以て誘ふものあれば操守の鞏固ならざる限り身を忘れ家を忘れ遂に職務を忘れて背徳汚行に陥るに至る其醜陋惡むべしと雖ども其無智亦眞に憫むべきものあり試に思へ凡そ一家を支持するには自から法則あり即ち所謂入るを量りて出るを制するにあり若し此一家經濟の原則を確持して失ふ所なく粗衣粗食に甘んずる覺悟だに之れ有れば縱令下級官吏と雖ども其一身一

說

家を支持するに於て必ずしも足らざるを憂へざるべし然るを之を是れ顧みずして而して一身一家を維持せんことを欲するも又難ひ哉

人或は謂ふ監獄官吏の職務たるや星を戴て家を出て月を踏んで家に歸る其繁劇なること一般官吏の比にあらず而して其俸級は寧ろ反比例するものあり殊に最下級の官吏に於て然り國家は宜しく財を吝ますして其俸給に幾分を増加すべしと説く所一理無きにあらずれども現今我國の財政上容易に行はるべき事にあらず況んや現今の社會に於ける生活難は當に我監獄官吏のみにあらず社會の中流以下皆殆んど然らざるなし然らば今日監獄官吏たるものの爲に計るには唯勤儉其身を持するの一路あるのみと謂ふべし是に於てか吾人一案あり敢て以て我僚友諸氏の批評を請はんとす即ち各監獄に於て職員間に組合を設け飽まで勤儉の美風を維持せんとすることは是れなり

今試に其條項を例示すれば

一、職員及其家族は女子を除く外は外出の場合と雖とも可成綿服を着用すること

二、冠婚葬祭等人事止むことを得ざる場合の外は酒宴を制限すること殊に送別

會歡迎會と云ふ如きは絶對に之を廢止すること

三、時俗に従て行はるる職員間の益暮の贈物は絶對に之を禁止すること

四、職員間に於ける金錢の貸借は斷じて之を禁止すべきこと

五、職員の家族は其家情に支障なき限り又其品位を損せざる限りに於て可成其内職を爲さしむること

六、以上の規約を無視するの行爲ありたるときは職員間に於て適當の戒飾を加へ時宜に依り道義上の制裁を與ふること

此等の規約を設け上下一致して之れが勵行に努むるときは久しからずして自然其風を爲すに至らん固より他の箝制を受くるは人情の好まざる所とす爲に多少の反對論あるは免れざるべしと雖とも誠心誠意部内の廓清を保持し司獄の職を汚かさざらんことを欲するものは寧ろ喜んで之に應ずることなるべし要は斷の一字に在り且つ夫れ一人一個としては堪ゆ可らざる勞苦と雖とも一團として之行へば其間相互に慰藉あり勇氣ありて苦痛を感ずること甚だ稀なりとす同僚

相一致して之を爲す意外に容易なるものあらんか殊に監獄職員たるもの今の時に當り滔々たる世俗に率先して勤儉の風を作興し以て社會の一方に高表する所あるもの又一快事ならずとせんや世間勤儉の美德たるを知らざるものなし而して眞に能く勤儉なる人甚だ少なきは畢竟敢爲の氣象と忍耐自重の精神とに乏しきに由らずんばあらざるなり今の時に當り勤儉の組合を結んで職員相互に切磋琢磨する所あるは獨り一家經濟に對する方法たるのみならず間接には動もすれば生じ易き情實の弊竇を杜塞し司獄官吏に缺く可らざる廉直剛健の氣象を養成するに就き其効果の顯著なるものあるべきを疑はざるなり

監獄作業に就て

典獄 莊田 經 繪

自由刑は犯罪人の自由を剝奪するの外犯人を定役に服せしむるは各國刑法の通義にして我刑法第十二條第二項には懲役は監獄に拘置し定役に服すとあり獨逸

論

刑法は其第十五條第十六條に之を規定し佛伊刑法等亦然り所謂定役とは強制作業の謂にして我監獄法に規定しある作業是なり而て強制作業即定役は斯の如く刑法中に規定しあるにより其性質に關しては聊か疑を挿むものなきにしもあらず其性質果して如何アシャヘルンブルグ氏曰作業は二十九歳以下の囚徒に施すべき正則の教育と共に有力なる教育方法なりとジュリユスフリドリヒ氏は作業を教養することは教化並に保全の效驗ありとなしウユルヘン氏は刑執行を掌るものは犯人を所謂以前より劣等とならしむること勿らしむる義務ありて該義務を完ふするには經濟的體力の維持及心理的治療に努力せざるべからず且又刑罰は社會並に犯罪人の爲に保護の目的を有するが故に有罪者を再び良民社會及生存競争場裏に立たしめ能はざらしめずして其生命の持續せん限りは之れが保護に努むるは刑執行の最上最高の原理なり固より之れが保護によりて社會及犯罪人を利する所あるは言を俟たずと雖も彼人的物質とも稱すべき犯罪人は監獄を出入するも何等の痛癢を感せず斯る徒輩に對しては國家の保護も徒勞に歸し刑の效果薄弱なり是等の犯罪に對しては茲に所謂保護てふ語は其實教育を意味

說

し此教育は作業及心理的の感化の手段に依るべきものなりと謂へり吾人も復是等大家と同一く作業は一種の教育なりと思惟せり何んとなれば作業は囚徒をして之れによりて職業技藝を習得せしめ且事務を整頓し及業務に勤勉するの良習に馴致せしめ出獄後良民として世に立ち得るの資格を教養するものなればなり論者或は謂ふ獨逸刑法第二十條には此法律(刑法を)に於て懲役又禁錮に處すべきことを規定したるときは犯罪行為が廉耻を破るの意に出たるときにあらざれば懲役に處することを許さずとありて同第十五條には懲役は獄内に於て定役に服すとあり我刑法第十二條第二項は之れと略ぼ同様にして加ふるに破廉耻罪に對しては殆んど懲役に處するを以て見れば是畢竟往時勞働を賤視せし思想を今尙ほ幾分か加味せるものにして且之れに因りて犯人に痛苦を感せしむる一方法となしたるものなりと然れども勞働賤視の觀念は現代に於て既に効なく唯夫れ入獄前何等職業に就かざりしもの又は其性質懶惰なるものは之れが爲め痛苦を感ずるは論者の言ふ所の如し然れども是れ目的にあらずして偶教養に隨伴せし餘響のみ怠惰放縱にして教を好まざる兒童に勤學を強制せば必ずや苦痛あらん然

れども是が智識養成を目的とする學業の性質に何等關する所なきと均しく作業の性質は依然として其教育たるを失はざるなり故に論者の所説は以て前顯の斷定を覆へすに足らざるなり

既に監獄作業は一種の教育方法なること明なるも良民間に行はるゝ普通の教育とは其撰を異にし由來刑罰の執行に附隨するものなれば其方法に付ては是が斟酌を忘るべからずフリドリヒ氏曰犯罪人に作業を教養し家計上社會上倫理上人間たるの品格を具備せしめんことを期するは刑執行の首要なる目的なり且又作業教育は如何なる程度に指導せらるべきや又如何なる方法にて進捗せしめ得べきやに就ては特に犯人へ人格及可能性を注入すると同時に刑罰が個人性に充分適合するによりてのみ完ふすることを得るものなりと謂へり吾人は同氏と所感を同ふするものなり之を要するに犯人に刑罰を科するに方りて犯人の人格を斟酌することの缺くべからざるは論を俟たず是と同一く作業を科するに就ても亦其人格を斟酌すること極めて須要なり昔者犯人に定役を課するに當りては犯人の人格を顧慮することなかりき現に獨逸刑法第十五條は是に付何等の規定なく

「オルスホウゼン」氏が同法第十五條を註釋せし其要旨を釋明せば懲役の本性は自由剝奪と強制役業即監獄に於て定役を課することに在りて懲役に課すべき役業は囚徒の能力及境遇に適するを要せずと解せざるを得ず是同第十六條第二項に於て禁錮に付ては定役は受刑者の體力及性質に適する方法によりて定役に服せしむることを得と規定しあるに反し第十五條には斯る規定なければなりと云ふに歸著す尙ほ又「マイヤー」及「アルフェルト」氏の刑法論に於ても亦懲役に對する強制就役は義務的且一般的なる強制就役を課すと云へり我刑法第十二條第二項に於ても亦所謂定役は犯人の人格を斟酌すべきや否に付何等の明示なく彼の端西刑法草案が懲役の作業は成るべく囚徒の人格を斟酌すべしと明かに規定せるに如かずと雖も我監獄法第二十四條に作業は衛生經濟及在監者の刑期健康技能職業將來の生計等を斟酌して之を課す十八歳未満の者に課すべき作業に付ては前項の外特に教養に關する事項を斟酌すと規定しありて在監者の刑期健康技能職業等を斟酌すべきこと明なり尙ほ又一面經濟及衛生を斟酌すべきことも亦同條の規定せる所なるが故に須らく是等の調和を計り就中前叙教育の目的を達し

亦併せて收利の増加を計るは蓋し我監獄作業の要契と謂ふも過言にあらず抑作業發展が此要契に對し如何なる効果を致すべきや是れが觀察に付ては全國監獄に亘り且數年間の材料を得んことを望むも未だ之を得ず暫く名古屋監獄近年の資料に據るに明治四十三年は作業未だ振はず大正二年は作業發展の第一年なり而て明治四十三年中出獄者總數一、七〇四人中其者が翌四十四年中に再入獄せし數は二、三九人にして此百分率は一、四〇三となり大正元年中出獄者總數一、三七八人中其者が翌二年中に再び入獄せし數は一九〇人にして此百分率は一、三、七九となる今兩者を比較せば作業發展せし大正元年は其未だ振はざりし明治四十三年に比し同年間の出獄者にして翌年再び入獄せしもの、百分率に於て〇、二四を減せり之れに反し明治四十四年及大正二年に於ける各其當年中出獄し直ちに其再入せしものを調査せし結果は其百分率は大正二年は明治四十四年よりも一人六七餘の増加を示せり是れ蓋し大正二年は明治四十四年比し物價高く例せば外國白米一年間の一石平均價格に於て貳圓八拾七錢裸麥は同上貳圓七拾貳錢程昂騰し加ふに商工業は逐年不振に陥り殊に支那革命以降其影響を

受けて益、其度を加へ下等社會の生活難は大正二年に至りて愈々倍蓰し到底明治四十四年の比にあらず是れ犯罪を増加せし所以にして再入者の百分率高かまりしも其事由亦茲に存す然れども作業に依れる教育的効力の微弱（ちやうど）なるは争ふべからず若し夫れ作業振興より生ずる經濟的効果に至つては更に顯著なるものあり我名古屋監獄に於ける前示明治四十三年と大正元年の作業工錢一日一人平均を比較せば前者は拾壹錢四厘後者は拾六錢にして四錢六厘の増加を見尙ほ彼此兩年の收入を對比せば其就役延人員は明治四十三年に於ては五六八六三一人大正元年に於ては五四三九三四人にして即大正元年は明治四十三年に比し少きこと二四六九七人なるに拘はらず作業發展の爲め收入の増加せし額は二萬二千七百拾五圓七拾九錢貳厘にして更に大正元年の就役延人員を明治四十三年の就役延人員と看做して算出せば其增收額は參萬九千七百五拾六圓五拾參錢の多額に昇るべき割合なり

由來作業に教育的効果の伴ふは論なし唯其多寡に至りては是が施行方法如何に因る耳若し夫れ絶對的人格主義に依りて各囚徒毎に一々相應せる作業を課し尙

ほ完全なる技術家を授業手となし其技術竝に智識を習得せしめ出獄後之れによりて充分生計を爲すを得る程度に達せしめ刑期の短きものと雖とも以前より從事せし職業に就かしめ未だ職業の經驗なきものには習熟の容易なる技藝を教へ是れ等に對しては作業教育には特に力を致し必ず出獄後生計を容易ならしめ因て累犯を杜絶するを要訣となし爲に經濟的犠牲を拂ふに吝ならざらんには其効果は現今に比し顯著なるを觀るに至らん然れども是か實行に就ては多額の費用を要し且收利を減し其他の設備をも變革せざるべからざるが故に現時の國情に照し到底實現を期待する能はず彼の「トロイ」氏が其筆になれる近世刑執行の破産てふ論文に於て成るべく（セルフ・ペネンチヤンシ）「自己」作業を許可すること必要なりと主張せしが如く若し夫れ一般に自己作業を許容し之れに對し適當なる強制及監督の規定を設けなば行刑の本旨に反る所なく亦一々囚徒の人格境遇に應じ且入監前從事せし職業と同一なる作業を課することを得將て人格主義を貫き亦教育の目的をも達し得るに近し然れども是亦現行制度上其監獄法第二十六條以外に之を實行するを得ざるが故に畢竟現狀に甘するの外なし隨て教育的効果の顯著なる能はざる

は固より其所なり

「ウエルヘン」氏はゾムアホイト科程作業が全く標本的且心理的に指導せらるゝ場合には教育上の効力を失ふと謂へり蓋し何人も作業發展を企圖するに方り心理的且機械的に指導せんことを欲するものあらす然れども科程作業を採用せる場合に於ては此弊に陥り易く隨て教育的効果を薄弱ならしむるは眞に「ウエルヘン」氏の言ふ所の如し故に現今の如く一般的作業を課し且之れを等一科程例外監施六十條二三項となし經濟を斟酌する以上は前顯統計の示すが如く教育的効果の微弱を脱れず今後是れが効果の増大を圖るべきは勿論なれども一面に經濟的效果を大ならしめんが爲に作業發展を計るは亦刻下の要務なり矧んや衛生に害なき範圍内に於ける作業發展は囚徒の勞働力を増し其筋骨を強健にし且作業賞與金の増加に因り勤勞に付感興を生せしめ勞を需め逸を排する慣習を養成し其方法宜しきを得は自から亦教育的効果を助長するに於てをや是れ吾人が益々作業發展を規畫する所以なり

講

演

監獄と教育

法學博士 鶴澤 總明君

諸君、今日は監獄協會から何か話をせよと斯ういふ御命令でありまして、實は多忙の時でもございませうし、又監獄といふことに付しましては全くの素人でありますから、どういふ御話をして宜しいことであるか頗る御答へをするに戸迷ひを致したのであります、併ながら私は平素監獄は極めて重大なものであつて、國家の設備と致しまして、どうしても人々の注意を拂ひまして、廣く一般の國人より力を盡して研究をして貰ひ、又一般社會に充分に紹介をされぬければならぬものである、斯ういふやうに考へて居りますから、甚だ御委託に對しまする準備はございませぬけれども、平生自分の考へて居りますことに付きまして一應の卑見を述べて見ることになりまして、御請けを致した次第であります。

そこで問題は取敢ず「監獄と教育」といふことに致して居りますが、私の茲に掲げました教育といふ意味は極めて廣い意味であります。國家が國家教育と致しまして施して居るといふやうな狭い意味ではないのであります。我々が人類の立場から見まして、教育といふ趣旨を極く廣き意味で掲げ來つたものであるといふことを申して置きたいのであります。教育といふ狭い意味に致しましても、近頃の教育家の議論には大體二つの系統があるのであります。一つは亞米利加流に解釋を致しまして、教育といふものは我々個性の或は自我の發揮である。即ち我々個人の此性質を飽くまで發揮を致しまして、何處まで發達して行くものであるか、何處まで伸びて行くものであるか、何處まで生長して行くものであるか分らぬけれども、兎に角我々の個性即ち自我を飽くまで發揮するといふことが即ち教育の本旨である、斯ういふやうに觀察を致して居るのであります。そこで亞米利加流の教育家の見る所に依りますると、人類といふものにどういふ程度の制限があるか或はどういふ程度の極度があるかといふことをば全く眼中に置かずして、先づ人間は無限に際涯なく何處までも伸びて行くものである、限りなく發育して居るものである、發育すべきものである、斯ういふやうな趣旨に於て自我發揮といふ言葉を遣ひ、其趣旨に於て教育をして居るやうであります。是は小學校からして段々と高等の學校に至るまで、或は世間に出ましても尙ほ其教育の趣旨を以て例へば廣告等の如きものであれば際限も

なく大きな廣告をする。併ながら其大きな廣告といふ意味は必ずしも嘘を言ふのではなくして、矢張り個人の爲し得べき所の働といふものに對して是丈けのことが出来るといふことを少しも隠す所もなく廣告をするのである。斯ういふ所からして近頃は廣告の學問まで出来上らむとして居るといふやうな状況であるのであります。そこで亞米利加の教育主義を考へて見ますと、單に個人といふことを認めて居つて、團體或は國家といふやうな更に個人よりも大きな一つの勢力があつて、其勢力に依つて個人が影響されて、居るといふやうな觀念は殆ど度外されて居るのであります。唯個人といふ立場からして限りなく人間は伸びるものである。團體或は國家が出来来るかも知らぬが、併ながら其團體若くは國家といふものは其個人の或は結合し或は一致して更に造る所の同盟或は聯合といふ趣旨に於て出来上るかも知らぬけれども、元來に於きましては個人といふものが基本である、之を發揮するといふ事柄が教育の趣旨である、斯ういふやうに見て居るやうであります。之に反して英吉利などに於きまする教育の趣旨は、個我の發揮とは申しませぬけれども、個我の實現と申して居るのであります。即ち人間は個人といふことは固より必要なことであるが、其個人といふものが必ずしも限りなく、際涯なく團體若くは國家の影響なしに何處までも伸びて行くものであるとは見ない、個人は必ず團體の力に依り或は國家の力に依つて相當の發達をすべきものであり、又相當なる性質を有つて現れ來たる

べきものである、其個性を實現するのが即ち教育の趣旨である。斯ういふことでありまして、既に個人といふことを言ふ、其言葉の中に同時に團體或は國家といふ意味を含んで居るのであります。そこで個我を實現に國家團體から離れて個人があるといふやうなことには見て居らぬのであります。そこで個我を實現する、或は個人を實現するといふ言葉を以て教育家は其主義を明かに致して居るのであります。日本の教育勅語に現れて居る教育の精神は、私は教育上から申しますと個我の實現である、日本帝國の國民たる性格といふものが三千年の歴史の上に鍊へられて、さうしてそれが矢張り個性の上に幾らか現れて來なければならぬ。そこで此國民我とも云ふべき個我を實現をして行くといふ事柄が教育の趣旨である。斯ういふやうに見て居るのではないかと思ふのであります。

是は先づ普通學者の謂ふ教育でありますが、其何れの主義になるかといふことは國に依つて違つて居りまするけれども、此の如く教育を總括をして主義の如何に拘はらず教育には必ず二つの軸或は極があつて、丁度地球に南極、北極のあるやうに教育にも二つの極がある。即ち教ふる方の極と、教を受ける方の極、此二つの極がある。そこで學校教育に依りますると、先生といふものは教ふる方の極にあり、生徒といふものは教を受ける方の極になつて居りますけれども、もう少し廣い意味に依つて我々が教育といふことを見るといふと、必ずしも人間にのみ限つて居らぬのであります、そこで教

育は或は宇宙教育などいふ言葉を遣ひまして、人類は先生を取つて師匠に就て學ぶといふ場合も一つの教育であるけれども、我々が天地自然の世界に對して教を受けるといふことになつて居るならば、天地自然即ち宇宙といふものも亦一つの教育の方面に這入つて來るものである。斯ういふやうに宇宙教育及び人類の教育といふやうに教育家が區別をして居るといふやうな場合もあるのであります。それで國家教育を離れて解釋を致しますると、教育といふ趣旨は極めて廣い。併ながら教育の中には必ず兩極があつて、一つは教を爲す方の極に當り、一つは教を受ける方の極に當つて居るといふことは是は間違ひのないことでもあります。如何なる教育の方法であつても此二つの概念を離れて教育の存在はないのであります。そこで私は今日監獄教育といふことに付ての御話を致す上に於きまして、此廣い意味の教育を申すのでありまして、必ずしも國家教育者を見て居る方の教育といふ意味ではないのであります。茲に宗教家の話でありますが面白い話があります。獨逸の片田舎に小學校の先生があつて、毎朝學校へ出て參りまするといふと必ず生徒に御辭義をする、鄭寧に敬禮をする、そこで或人が「あなたは先生であつて、あなたの敬禮する所ものは生徒であるが、何の必要があつて敬禮を爲さるか」斯う言つた所が「イヤ此中からしてどういふやうな偉い人が出て來るかも分らぬ、そこで詰り拙者は生徒の唯今の學問、生徒の唯今の智識といふことに向つて敬禮をするのではなくして、此生徒の

人格に對して、如何なる者として將來發現し來たるべきものであるか、それが實に測り知るべからざるものであるからして敬禮をするのである」、斯う言つて答へた。後に其學校の生徒の間からして宗教改革家の「マルテン、ルーテル」が出て來たといふ事であります。是は教育家の間には余程面白い言葉として見られて居ることでありませう。是なども個性の發揮といふよりも個性の實現といふ趣旨に於て見るべき一つの觀察の方法であらうと思ふのであります。私は監獄といふものは元來の意味に於ては人の自由を奪ふといふことは固より要素の一つでありますが、是と同時に教育の趣旨を以て出來て居るものである、斯う考へるのであります。それから又監獄が一つの自由を奪ふといふことの爲めに非常に人を助けて居るといふ事實を沿革上調べて見ると余程面白い。例へて見まするといふと支那では箕子といふものが幽閉された、幸に此幽閉といふことがあるからして殺されることもなくして終に周の先祖から助けられて殺されずに濟んだといふやうなこともありませう、或は埃及邊に參りまして、是は宗教家の傳説になつて居りますから本當であるか嘘であるか分りませぬが、併ながら「ヨセフ」といふものが牢に入れられた、それから愛の判断をして助けられて、終には「イスラエル」民族の祖先になつたといふことがありますが、是等は人の自由を拘束するといふこと夫れ自能が人を助けるといふことになつて居つて、實は非常に面白いことであらうと思ひます。併ながら初の趣旨に於きま

しては人の自由を拘束するといふことは刑の意味ではなかつたのであります。今日から申しますならば行政處分と申しませうか、方便と申しませうか、刑といふ趣旨ではなくして人の自由を拘束をする、是が後には自由刑といふやうなものになつたのであらうと思ふのであります。印度を見ても歐羅巴の方を見ても、支那を見ても同一でありますが、刑の初といふものは丁度支那で行ひます所の五刑に似寄つたものが是がどうしても刑の初である。それで鼻を切るとか耳を切るとか、或は額に點をすることかいふやうな五刑といふことが先づ刑の起源であります。是は何處の國を見ても同じであります。我々が摩拏の法典を見ても、支那の古い制度を調べて見ましたも、又近頃の新しい發見として研究されて居ります「ハムラビ」といふ「バビロン」時代の古い法律でありますが、其法律に現れて居る所を見ましたも、刑は五刑に余程能く似寄つたものであります。そこで昔の人の考に於きましては刑といふことになるると自由刑といふ意味ではなくして、直ちに我々の身體に何物を加へて形を變へしめる、それが即ち刑であるといふやうな意味に取つて居つたらしい。支那の刑といふ字に致しましたも荷郷などの解釋をする所に據りますと、刑といふ意味は素と形といふ意味である、そこで形を設けてさうして刑を示して形に相應するやうな事柄を人身に加へるのが五刑であるといふやうに論じて居るらしい、即ち書經の中に唐虞象刑惟明とありますが、是がどういふ意味であらうか

といふことで支那の學者の間には色々議論がある、或者は刑を施さなかつたらう、唯刑といふ形を書いた、例へば泥坊をするといふと指を斬るといふやうな形を書いて置いて、さうして別に指を斬るといふことはやらなかつたのであらうけれども、其形を明確に示して居つたからして其趣旨を云ふのであらう。即ち刑といふ意味は形といふ意味であるといふやうに論じて居る人もあります。要するに刑である形に現して我々の自然の肉體に何等かの變化を與ふるのが刑である、斯ういふやうに昔の人は考へて居つたらしいのであります。併ながら是と同時に何か肉體に變形を與へて我々の肉體を變へる代りにモット我々の自由を拘束するといふ間に適當な方法はないかといふことを考へ始めまして、是に於て始めて自由刑といふものが出来て來たのであらうと思ふのであります。自由刑の歴史といふものはどの邊に遡つて居るのであるか、いつ頃から自由刑といふものが出来て來たのであるかといふことは余程面白い研究でございしますが、私は未だ何時から始つたかといふことを斷言する材料を有つて居りませぬ。又刑法家等からしてさういふやうな趣旨を未だ聞いたことがないのであります。併ながらいつか自由刑といふ刑の出来た起源がある。其變遷の沿革は私は余程面白いものであらうと思ふ。昔は自由を拘束するといふことをやつて居つたが、是は刑といふ趣旨ではなくして、刑に變らむとする前に於きます一つの教育の方法である。斯ういふやうに私は思ふのであります。即ち自

由刑が今日までに變る前に於きましては一つの自由を奪ふ所の教育であつたといふやうな沿革である。そこで其自由を奪ふ所の教育はさういふ教育であるかと云へば監獄教育である。監獄教育の起源といふものは極めて古いものであつて、決して新しいものではない。而して其古く面白い意味を有つたものであるといふやうに私は考へるのであります。先づ私は其趣味を證據立てます爲めに支那の周時代の制度の御話を致しまして、さうして、日本現代の制度に付しまして多少の卑見を述べたいと思ふのであります。

御承知の通り支那に周禮といふ書物があります、是は藤澤典獄の御求めに依りまして、丁度自分が其書物を二部持つて居りまして、一部はたしか巢鴨監獄に寄贈いたしてあると思つて居りますが、若し外の諸君も御関がりましたらば御研究を願ひたいのであります、私の考では東西兩洋を通じまして先づ刑罰の制度なり或は刑法の根本觀念なり、或は監獄の觀念といふものは支那の周の時代に於て誠に驚くべき發達を爲したものである、斯ういふことを確信を致して居るのであります。そこで支那は其頃に既に監獄の制度のやうなものが出来て居るけれども、併ながら刑とは五刑といふものが刑であつた、五刑の屬三千罪不孝より大なるはなしといふやうなことで近代まで來て居ります、五刑の種目は色々變つて居りますが、依然として五刑が刑罰であるといふことになつて居るのであります。

す。

さて教育の趣旨を有つて居る監獄といふものは何にあるかと申しますと、今の周禮の秋官の大司寇といふ所に圜土を以て罷民を集め教ふといふことがありますが、是が宋を経て來た書物には圜土となつて居りますが、唐から直接に日本に來た書物には圜土となつて居る、そこで私は圜土といふ方が正しいだらうと思ふのであります、其圜土を以て罷民を集め教ふ、凡そ人を害するものは之を圜土に置いて職事を施す、明刑を以て之を辱しむ、其能く改むる者は中國に還し、齒せざることを三年、其改むること能はずして圜土を出づる者は殺す、斯ういふことが周禮の秋官の大司寇の中に書いてあるのです、ります、周禮といふものに付きまして是も學者の間には議論がありまして、斯様な書物が今日傳つて居るといふやうに、周禮といふやうな書物が果して周の時代にあつたものであるかどうかといふことは問題になつて居る、恐く漢の時代に周の制度を集めて周禮として編纂したものでなからうかといふことになつて居りますが、それは孰れでも構はぬ、兎に角周の時代に斯様な制度があつたことは間違ひはないと思ひます、其制度に依りますと圜土を以て罷民を集め教ふる、それから人を害するものは之を圜土に於て職事を施す、明刑を以て之を辱しむ、其能く改むる者は中國に還し齒せざることを三年、其改むること能はずして圜土を出づる者は殺すといふことになつて居る、それで註釋家は圜土といふ

意味は即ち漢の時代で云ふならば獄城といふことに當る、恐くは刑罰と戦争、即ち敵を捕へて來て奴隸とし或は城に押籠るといふこと、密接の關係があること、思ひますが、其圜土に罷民を集めて教ふるといふことになつて居る、そこで是は五刑の屬三千罪不孝より大なるはなしといふのでありますが、苟も悪事をしたならば五刑に服せしめて宜しいのであるけれども、それをやることが出來ない、なせやることが出來ないかといふと、周公の制度に依りまして、或は孔子等の謂ふ支那の王道の精神に依つて見ましても知らざる民を罰することは出來ないといふことになつて居るのであります、

(未完)

法

毀棄及隱匿	六三	四	六三	二七四	七	三	△一四
通貨偽造	二六二	四	二六六	二七四	三三三	△八	△六七
文書、有價證券偽造	一、四四九	四四	一、四九三	一、四九五	一、六七九	△二	△一八六
印章偽造	七四	一	七四	七七	一一〇	△三	△三六
偽證及誣告	九二	六	九八	九五	一一二	三	△一四
瀆職	四五	一	四五	四三	五一	二	△六
猥褻姦淫及重婚	四二五	二九	四五四	四六五	四四五	△二	△六
傷害	一、四九二	二八	一、五二〇	一、五四八	一、六六七	△二	△一四七
殺人	二、五三一	二二	二、七四五	二、七五〇	二、七九八	△五	△五三
嬰兒殺	四三	一三三	一七六	一八三	二五六	△七	△八〇
逮捕及監禁	一六	二	一八	一七	一四	一	四
隨胎	三九	六九	一〇八	一一三	一二〇	△五	△二二
公務執行妨害	六〇	一	六〇	六〇	六三	〇	△三
逃走、犯人藏匿及隱匿	五五	一	五五	五三	五七	〇	△二
強盜	一〇	一	一〇	一〇	一〇	〇	〇
放火	一、五四五	三三八	一、八八三	一、八六一	一、八八五	二二	△二
住居ヲ侵ス	一七一	三	一七四	一六五	一七八	九	△四
略取及誘拐	一三	一五	一七八	一三〇	一五一	△二	△三三
其他	一六一	一三	一七四	一八一	一九四	△七	△二〇
計	五三、五九二	二、四二五	五六、〇一七	五五、九〇四	五七、三五五	一一三	△一、三三八

統

陸海軍刑法
森林法
徵兵令
郵便電信法
警察犯處罰令
警察令及
府縣令及
其他

陸海軍刑法	五〇	一	五〇	五九	五八	△九	△八
森林法	二〇九	一	二一〇	二〇九	二〇五	〇	△一八
徵兵令	一五	一	一五	一五	三五	〇	△一一
郵便電信法	四六	一	四六	四六	三五	〇	△一八
警察犯處罰令	六七	四八	一一五	一五〇	八〇二	△三五	△六八七
警察令及府縣令	八	四	一二	二〇	一六三	△八	△八七
其他	六三	一	六四	五七	一六三	△七	△七八四
計	五四、〇五〇	二、四七九	五六、五二九	五六、四五七	五八、六五一	七二	△二、一一二

大正三年二月末日現在受刑者刑名表

(△、減)

刑名	期		計		前月末日		前年同月		前年比較	
	男	女	計	現	末	前	末	前	末	前
無期	七四八	三一	七七九	七七四	七七四	七四三	〇	五	二四三	三六
十五年以上	二、二〇六	五四	二、二六〇	二、二六〇	二、二〇七	二、一〇七	四	〇	二四三	〇
十五年未滿	三、一五六	六九	三、二二五	三、二二一	一八、五九三	一八、〇六二	△二四	△三、四四五	△六三	△六三
十年以下	一、五三三	三九〇	一、九二三	一、九四七	八、〇六二	八、〇六二	△六三	△六三	△四九	△一七六
五年以下	七、六五七	三四二	七、九九九	八、〇六二	一三、七〇一	一三、七〇一	△四九	△一七六	△七三	△七九
三年以下	五、一七三	三一六	五、四八九	五、五三八	七、六五七	七、六五七	△四九	△一七六	△七三	△七九
二年以下	七、六七〇	三六六	八、〇三六	八、七六三	六、九一九	六、九四四	△七三	△七九	△七三	△七九
一年以下	八、四九五	四一七	八、九一二	八、七六三	一、七五九	一、七五九	△七三	△七九	△七三	△七九
六月以下	五、五三四	三二二	五、八四六	五、八四六	五、八四六	五、八四六	△七三	△七九	△七三	△七九
三月以下	一、七六二	一三〇	一、八九二	一、八九二	五、八四六	五、八四六	△七三	△七九	△七三	△七九
計	五三、九三四	二、四二七	五六、三六一	五六、二二〇	五七、七一九	五七、七一九	△一四	△一、三五六	△一四	△一、三五六

者九人、二三、精神病及神經病遺傳に因する氣質異常者八人、四七、酒精(父母の)被害に因する氣質異常者十一人、三三、精神病及神經病遺傳の因する反社會行爲者五人、〇八とす。

抑此等異常者は何れの社會階級を問はず世の文明進化及生活狀態の變遷に伴ひ生存競争激烈となり之れか爲めに精神上に幾多の影響を蒙り種々の機會に遭遇し之れに抗するを得ずして止むなく犯罪行爲を演ずるに至るものなり故に斯種のもの、逐年増加するは勢の然らしむる所にして精神異常と犯罪とは相ひ關聯して離るへからざるものと謂ふへし以是余は主として異常者の心理的狀態を研究調査するは豈に他あらんや一は社會の改善刑事政策上犯罪豫防の道を講ずるの資料とし一は感化及處遇上好箇の方法を講究するの指南車たらしめんとするにあり。

三、男女別

精神病者男七人女〇、痴愚者男八人女四人、精神

病的低格者男二十六人女〇、病的神經質者男二十一人女一人、精神病性神經病者男六人女四人、中酒者男四十四人女〇、精神病及神經病遺傳に因する氣質異常者男四十人女〇、酒精被害に因する氣質異常者男五十三人女〇、精神病及神經病遺傳に因する非社會的行爲者男二十四人女〇にして男女を比較するに男子に多くして女子にあつては其數甚た少しとす。

今之れを既往に溯り對照するに明治四十一年にありては男四十九人女一人、同四十二年にありては男五十三人女二人、同四十三年にありては男九十八人女五人、同四十四年にありては男百七十二人女十一人、同四十五年及大正元年にありては男二百三十二人女八人、大正二年にありては男二百二十九人女九人なりとす夫れ斯の如く逐年男女共に増加するの狀況を呈するは之れ畢竟前に述ふるか如く生存競争の激烈なるに職由するものにして日進月歩の今日に於ける文明の生める一個の副産物

と看做すへきものなり。

四、年齢

年齢は如何なる程度のもの多きやを調査するに次表の如し。

先づ年齢にあつては十八歳未満(破瓜期)より初まり漸々年齢の加はるに従つて其數を増加し成年期則ち二十一歳より三十歳壯年期則ち三十一歳より

四十歳に至たる期に最も多く夫れより更年期老年期に近くに從つて減少するを見る之れ破瓜期は男女共に春情發動し精神上に變化を來たし情熱の盛んに萌へ出てんとするの時期なると成年期壯年期は何れの階級を問はず生存競争場裡にあつて奮闘するの時期なれば外界的刺戟之れか動機となり犯罪するに因するならんか

種別	精神病者	痴愚者	精神病的低格者	病の神經質者	精神病性神經病者	中酒者	精神病及酒精被害者	精神病及酒精被害者	精神病及酒精被害者	計
十八歳未満	一	一	九	一	一	一	二	一	一	八
十八歳以上	二	四	一	一	一	二	三	四	七	二一
二十一歳乃至三十歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
三十一歳乃至四十歳	三	三	二	三	三	四	六	六	六	二九
四十一歳乃至五十歳	一	一	一	二	一	三	四	三	二	一六
五十一歳乃至六十歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十歳以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	七	一二	二六	二二	一〇	四四	四〇	五三	二四	一三八

罪名と病類とは至大なる關係を有するものにして

之を犯せる其ものに病的異常の程度と罪名とは相提携して離るへからざるものあり則ち次表の如し

種	類	精神病者	痴愚者	精神病的 低格者	精神病的 神經病性	病的神經 質者	中酒者	精神病及 神經病 常傳氣質 異常者	酒精被害 常傳氣質 異常者	精神病及 神經病 常傳氣質 異常者 的行為者	計
放	火	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺	害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷	害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
強	盜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
強	盜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竊	盜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
詐	欺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
橫	領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
恐	喝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住	入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賭	博	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
隨	給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文書偽造	行使	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
誣	告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
誣	擾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其	他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計	七	二二	二六	一〇	二二	四四	四〇	五三	二四	二三八

本表の示めす處に依れば罪名中最も多きものは竊盜詐欺横領次きは放火殺人傷害恐喝強盜文書偽造最も少なきは強姦住宅侵入誣告等にして其罪名は之れを犯せる當人の精神病的異常の程度と相關聯し居るを知れり則ち放火殺人傷害強盜強姦竊盜の如き智能を要せざる罪名は精神病者、痴愚者、精神病的低格者、精神病性神經病者中酒者に多く殊に痴愚者に放火中酒者及酒精被害者に殺人傷害強盜竊盜の多きは吾人の重要視すべきものにして之れに反し智能を要する所の詐欺横領文書偽造等の罪名は異常の輕度なるものに多しとす故に彼等の犯せる罪名と其ものゝ人格と相一致するを見るべし。

五、犯罪と季節

犯罪と季節と關係あるや否を調査するに一月二十一人、二月二十九人、三月三十人、四月三十人、五月二十五人、六月八人、七月十三人、八月二十人、九月二十人、十月十七人、十一月十三人、十

二月九人にして概するに春夏の二期に多しとす而して此現象は學說上最も犯罪者の多き季節にして蓋し此期は感動の變化の激烈なるを以て精神病及神經病素因を有するものは此期に最も多く病候を呈し又既に精神病神經病其他不健全なるに惱み居るものは病勢を増し不圖之れを行爲に實現するに至たる以是春夏の二期に多き敢て怪むに足らざるなり。

六、法律上及行政上の分類

異常者の法律上及行政上に於ける分類の大要を叙せしに先つ一、無責任能力者として無罪の言渡を受けたるもの十二人、二、不起訴となりしもの二人、三、責付となりしもの五人、四、執行猶豫となりしもの十一人にして就中第一は犯罪的精神病者則ち精神病の爲めに犯罪をなしたるもの第二第三第四は精神病の犯罪者にして拘禁中異常の度増進したるもの他は鑑定に漏れ或は心神耗弱若くは健全者として律せられ受刑の身とはなりぬ。

七、身體及精神的狀態

而して此等受刑の身となりしもの、身神狀態を調査するに次の如し。

(甲) 身體症狀として異常者の大半は既に先天的頭顱、顔面、鼻耳、口蓋上下肢等に形態的變質徵候則ち「ロンブローゾ」の所謂宿命的犯罪定型を有するものあり或は後天的疾患の爲めに種々の缺陷を有するものあり今異常者二百三十八人に就き精査したる結果を掲げんに頭重頭痛眩暈耳鳴症狀あるもの三十一人、鼻茸及肥瘦性鼻炎のもの六人、夜尿症のもの一人、潜伏的結核のもの一人、顔面神經麻痺のもの二人、手指振顫のもの一人、癲癇のもの八人、獸私淫里のもの三人、神經衰弱のもの三人、耳漏症のもの一人、近視眼のもの二人、發作性抑鬱のもの一人、一過性精神朦朧狀態のもの二十六人、偏頭痛のもの一人、慢性胃加答兒のもの二人、唾液分泌異常のもの一人、中酒性手指振顫のもの二十四人にして總計百十四人を得たり實

に驚くべき大數にあらずや。

夫れ然り斯の如く異常者には身體の缺陷も亦之れに附隨し居ること毫も疑を容るゝの餘地なし而して其缺陷は偶然傾發したるものにあらずして精神症狀の發作と程度を同じ身體症狀の輕きときは精神症狀も輕く之れに反し重きときは精神症狀も亦増進し從つて種々異様の狀態を臨床上に現出するものごす以是精神異常者の調査に研究に従事せんには宜しく重きを自體欠缺に置かすんば其目的を達すること能はざるに終はらんか。

(乙) 精神症狀此症狀は前に論じたるが如く自體的症狀の發作と相提携し以て之れと同一歩調を呈するが故に臨床上幾多の症狀を現出し戒護者其他に容易ならざる煩累勞苦を與ふるものなり先づ其著明なるものを列舉せんに。

一、彼等の大半は己か犯せる反社會的行爲をして之れを罪惡なりと自覺するも其能力極めて貧弱なり所謂道德及法律感覺薄弱症。

二、思考力乏しくして何事も熟考を缺き假之へ思考するも秩序を失し論理に適合せず言はゞ考へよりは却て感ずる方多く又事々物々理窟的小言を述べ動もすれば反抗せんとし或は尾に鱗を添へ諄々愚痴苦情を言ふものあり之れ精神薄弱の徵なり。

三、對比的聯想力盛にして彼此の監獄に於ける處遇などを對比し苦情を云ふものあり。

四、智能は仲々慧敏にして一見常人と異ならざるが如きものあり然るに何かに就き善く研索するに考慮散漫頑冥にして知見の明なく唯意を人の弱點にのみ傾注し其虛に乘じ自己の利を得んとする所謂狡智俗に云ふ惡智慧にして惡計惡慾を企劃するも其間何處となく間の抜けたる所あり

五、利己主義にして彼等の全腦殆んど全く利己を以て充たし居らざるはなし故に何にかの隙に乗じ戒護者其他を胡麻化し陰に利を攫得せんとするに汲々とし又一面には猜疑心深くして戒護者

の善意を曲解し自己を善解し不平的屁理窟を喋々するもの多し。

六、想像力の障礙あるが爲めに往々間違ひたる追想を起し今日某看守者の我を遇するや何にか惡意を有し居るが如き風ありとか或は我を恨み居るにはあらずや杯と無稽なる想像を逞ふるものあり。

七、感情障礙あり殊に道德感情不正にして悖德の行爲あり例之ば虚言を吐きて巧みに戒護者其他を欺き一時を糊塗し一時の偷安を得んとするものあり或は事實を虚構し夫れに一種の潤色を加へ平氣に臆面もなく「ペラペラ」と虚言を吐き以て自己を利するに巧妙なるものあり。

凡て感情は一般に刺戟性にして著しく變化し易くして些末のことに忽ち忿怒し人を罵詈し人を毆打し器物を破毀するものあり其發忿するや殆んど狂者の夫れの如きものあり。

八、中庸を失して常に極端に走る性行を有し何等

事あるや適度を失するの行爲あり。
九、忿悶倭逆性にして柔順ならず例之ば雨を風右を左と云ふが如き言行あり。

十、嫉妬心猜疑必深く且つ物に執拗粘著にして尙怨恨性を帯び又感受力も不確實にして時々思ひ違ひ聞き違ひをなし戒護者其他に喰つて懸ることあり。

十一、謝恩心缺乏自己に對し利益を受けたる場合にのみ無暗と謝恩を感じるも其謝恩の言葉の未だ乾かざるに既に之れを忘却す故に彼等の大半は自己の利を受くる刹那のみに限局し居るが如し以是謝恩の如きは全く領解せざる者なり。

十二、由來不紀律なる惡習に染み不攝生なる生活を營み且つ意志薄弱堅固ならざるが爲めに監内生活の苦痛に抗するの力弱く常に之れを脱せんと全然間違ひたる考慮の下に往々にして逃走を謀り或は自殺を企圖し既に遂行したるものさへあり。

することあり所謂病的感動とも稱すべく夫れの如く一時意識の混濁を來たすものあり。
九、犯數

	初犯	再犯	三犯以上
精神病者	六	〇	〇
痴愚者	九	〇	三
精神病の低格者	一四	三	九
精神病性精神病者	六	一	三
病的神經質者	一三	四	五
中酒者	一九	六	一九
精神病及神經病遺傳者	二九	八	三
因スル氣質異常者	二三	一〇	二〇
酒精被害ニ因スル異常氣質者	一〇	三	一一
精神病及神經病遺傳ニ因スル非社會的行爲者			

則ち各病類とも初犯最も多く累犯之れに次ぎ再犯最も少なし。

十、犯罪動機

犯罪動機則ち理由は如何なる意志の表示に基きしかを調ふるに精神異常の度輕きものにありては不

精神異常に因するは固より論を俟ざる處なるも其他彼等の中には先天的體質上自救的氣質で一種の精神的變質を有し或る誘因動機の下に自殺を思立ち之れを決行するものあり而して該氣質は精神病學者刑事人類學者の唱る犯罪氣質姦淫氣質と同一なるものにして所謂自殺氣質なるもの之れなり。

十三、迂遠冗長症請診、面接其他の事柄にて彼等と交際會話するに其出話の主幹と枝葉との區別判然せず語る所迂遠繁冗語多くして先づ最初不必要なる事より陳べ枝葉に亘りて餘談に時を移し最後に至り僅かに主なる要點を語るに過ぎず之れ異常者一般の通有性とも云ふべきものなり。

十四、矛盾的の行爲多し。

十五、注意散漫性。

十六、原因動機の瑣末なるにも關せず異常に激しく激情し原因と結果と相伴はざる興奮状態を呈

順序ながらも包まず之れを語るを以て知ることを得るも異常の度輕きものにありては罪を他に嫁し真相を語らず故に遺憾ながら爰には其判明したるものみに就き列記すること、はなしぬ精神朦朧状態のもの四人、激情(則ち病的感情)のもの三人、感情的怨恨のもの七人、病的性慾のもの七人、誇大妄想のもの一人、誘惑に因するもの十人、強迫觀念のもの一人、酒精酩酊状態のもの二十四人、懶惰放縱のもの三人由之觀るに能く異常者其もの、本能を發揮して餘蘊なし故に其動機と行爲の狀態を洞察し各個人の性格心理を明察にせざれば法曹家にあつては誤判を來たし司獄官にあつては處遇の方針を誤り且つ治獄の本旨たる行刑の目的を達すること能はざるに至らんか。

十一、結論

如上記載の事實を綜合し之れを精神病學の見地より判斷するに此は之れ尋常一様の眞人間にはあらずして其一般は智情意の三者調和圓滿を缺き個々

に働きて正しき性格を保持し居らず例之ば或るものは智力の發達全からずして意識をして事物を判別事理を解すること敏ならざるものあり或るものは感情の一方のみ發達して智との調和を失し智をして和樂の徳道義の徳を缺しめ一面刺戟性にして妄りに喜怒哀樂の情悸動し瑣末のことに忿激して智の指導を受けざるが故に忽ち自恣放縱となるものあり或るものは意志のみ發育して智情の二者と調和を缺き事物を判定決行するの作用全からずして遂に常識を没却し三者共に累を監獄裡に致すものなり。

凡て異常者の健康的素質の狀況を研索するに皆「メンデル」氏の遺傳則に一致し祖先兩親の病的、自殺、犯罪等の遺傳及酒精被害を受け生じ來たりしものなり故に余は「クレラ」氏の言明するが如く異常者は形質殊に神經系統の壞敗に原因するものと確認するに躊躇せざるなり夫れ然り果して根本的遺傳に因する形質上の産物たらんには狂疾者の

醫治すべからざるが如く到底矯正し得ざるものとの結論を降さずんばあるべからざるの止むなきに終らんのみ。

然れども監獄は他受刑者に於けると一般斯の如き異常者と雖も夫れをして善良なる品性に改善し國民の一員として遺憾なからしめんとするには其身體精神に將た道徳に於ても完成ならしめずんばあるべからざるなり故に其局に當るものは遺傳の狀況身神の状態等個人の性格を知悉するにあらざれば監獄實體の目的を達すること能はざるに至るべし以是余は司獄者の精神病學的智識を涵養するの上に裨益する所あらんかとの確信を以て爰に調査の概畧を叙することゝはなしぬ。

又新日乘 (承前)

河野 東 籬

大正三年二月

◎電線と電氣、一日久しふりに休暇を得て、朝餐

後書齋の椽側に出で日光に浴しつゝ、先づ新聞を讀む、プーレーの收監、妻女ローラーの自殺事件等、忌むべき時局問題を以て滿たさる、見るも亦興味なし、新聞を捨て、羽溪文學士の新著「阿彌陀佛の信仰」を手につく、卷中説あり曰く、

吾等が米を食ひパンを食ふのは、その米なるが故に、そのパンなるが故に、之を食ふのではなく、その中には吾等の生命を維持すべき滋養分あるが故に之を食ふのである。然るに上の如く言ふ人(教義にのみ拘泥して彼れ是れ言ふ人)は、米やパンの形を取らなければ、吾等の食料には適せぬと考へてをる人に等しい。形は何うでもよい、吾等の要求する所は、その滋養分にある。(中畧)かの三世因果だの、六道輪廻だの、地獄極樂だの、靈魂不滅だの、更に佛如來の實在だの、總て之等の事は、皆電線である。木質としての宗教の表現、若くは根本信念より派生したる第二義的信念であ

る。固より電線を離れて電氣はあり得ないが、電線そのものは決して電氣ではない。又電線は銅に限つた譯のものではなく、鐵でも金でも銀でも可い譯である。

由來世道人心の發展の爲め、宗教の必要を論ずる人多し、殊に社會事業、罪囚改善の業の如き、宗教に待つありとは、獨り宗教家の之を言ふのみならず、一般の識者の齊しく唱道する所、然るに其之を唱道する人にして、單に宗教の電線のみを見て、未だ宗教の電氣に感觸せざる人多し、而もその見たりとする電線は、現に電氣の通ひつゝある電線にあらずして、電氣を通はすべく備へ置ける電線なるを以て、宗教の電力は毫も實驗せざるが故に、自己の精神に切實に其必要を感じて之を唱道せるものと見へざるの人多し。宗教の電線を示すは易し、宗教の電氣を感傳せしむるは難し、宗教家の宗教宣傳も、多くはその電線を示すに止まりて、電氣を實驗しつゝ之を説くの人少し。在

監人に於ても、宗教の電線のみを見て、その電流に感觸せざるもの多し、教誨の効果の擧らざる職として此の理に由らざるはなし、教誨師の責任上亦深く省慮せざる可らず。

◎執行猶豫中の感想、四月分房囚某を訪問せし時、某の陳情中、今回犯罪の理由は、前犯罪の刑の執行猶豫中ヤケになりし在りと云ふ。余は之に對して、執行猶豫は非常の恩典なるに、その恩典を受けながらヤケになりしとは何事ぞやと問ひしに、某は答へて、前の犯罪行為は自分に於ては決して犯罪と認めらるべきものにあらざりと思ひ居りし故、執行猶豫となりて有難とも何とも思はず、毒血の氣になりたりと云ふ。余は更に某に對して、檢事の法廷に於ける論告に於て、又檢事が刑の執行を猶豫する申渡に於て、その行為の儘かに犯罪として罰せざるを得ざること、及び其罰せられたる刑の執行を猶豫せらるゝことの恩典たる理由は聞かざりしやと反問せしに、某は答へて、自分

が主家より給料として受領すべき金額以内の金額を主家の掛先より竊かに受取り之を費消したるものゆゑ、差引勘定すれば、主家の損失とならざることゆゑ、自分は如何にしても之を犯罪行為と思ふを得ず、随つて犯罪と思はざる行為に對して刑を科することは、全く不當の事と思ひ詰め居たるゆゑ、執行猶豫の申渡を受けても、難有と云ふやうな考は少しも浮ばざりしと云へり。余は某の此の感想を聞き、恩典の趣旨も、その恩典たる趣旨の彼等の意中に徹底せざるに於ては、恩典の擧の無効に歸するのみならず、却て不平の念を生じ、延いて自暴自棄の姿となり、再犯に陥る悪影響を與ふるの實例彼が如きものあるは看過す可らざることなりとす。

◎自殺の新工夫、十三日午前八時頃、市谷監獄獨居拘禁の者、翠丸を縛りて自殺を圖りしことあり、是れ一時の狂言なりしゆゑ、その擧は重視すべきことにはあらざるも、從來監獄に於ける自殺の方

法は、多くは縊首の擧に出づるを例とせしも、茲に翠丸縛りの新工夫を生ぜり、曾て眼鏡のガラスを碎きて之を飲み込み自殺を圖りし者ありたり、之れは狂言にはあらず、全く自殺の覺悟なりしも、幸にして甚しき傷害とならずして健康に回復するを得たり。

◎意外の濡れ衣、十五日築地本願寺別院役員澤實教氏の談に、昨年十月十六日市谷監獄の放免者が、監獄より交付せられし金錢を教誨師に捲き上げられしとのことを、同日の放免者中川某が聞き來り、之を其所屬寺の住職に語りたるに依り、その住職は頗る慷慨の體を以て自分に告げられたりとのことあり。余この澤氏の談を聞き、意外の濡れ衣を着せられしに驚き、直に監獄に於て中川某なるもの、昨年十月中に放免せられしや否やを取調べしに、同月中及び其前後二三ヶ月の間に、斯る氏名の者出獄せし形跡なし。是れ或は他監獄の事なるか、或は其所屬寺住職の誤聞なるか、亦或は無賴

の徒の虚言なるか、その真相不明瞭なるも、何か別に斯る噂の生ずる似寄の事なきやと熟考せしに。監獄に於て釋放時に交付すべき作業賞與金を保護する爲め、遠方に歸る者には、全部を本人に渡さずして、旅費に充つべき分のみを渡し、その餘分の金は監獄より歸住地の警察署又は町村役場若しくは保護會へ郵送し、而して之を其保護者に傳達せしむる方法を執れるを以て、本人が其全部の金を隨意に浪費するを得ざるを憾とし、不満の情より斯る悪口を爲したるやも知るべからずとの想像も起りたり。保護者へ送金の事は、本人に説諭して本人より送金額を爲さしむるやうに取扱ひ居るも、多數の中には、陽に其説諭に服して、陰に不平を懷く者なしとせず、斯る不平の徒が、その金錢を兼て豫期せし遊興費に充て得ざりしを憾みその保護の事に干與せし教誨師を悪口したることにあらざるか。或は放免時親族故舊が保護の爲め來迎する者ある時は、交付すべき金錢を來迎者に

委託すを以て、本人が同伴の途中、その來迎者を欺邁し又は脅迫して、その托し置ける金銭を浪費し、歸宅後父兄への申し譯なきに苦み、教誨師金銭保護の事にも干與せる事例あること聞知し教誨師に捲き上げられしとて、父兄の手前を欺きたるやも知るべからず。是に由て想ひ出す、昔、白隱禪師の住持せし寺院門前の少女が私生兒を産み、父母の叱責を避くるの道に窮し、この私生兒の父は白隱和尚なりと告げられたれば、父母大に驚き、高德の譽高き人にも不似合なりとて、娘の非行を咎めずして禪師に對して怨言を吐きたるも、禪師は平然之を甘受し毫も其濡れ衣を厭ふの狀なく、後日少女自ら虚構以て高德の禪師を誣ひたるを悔ひ、その事實を父母に語り且禪師に陳謝したるに、禪師亦平然たりしと。その襟度の廣大なる仰ひて驚歎の外なし、徳高く量大なる白隱禪師にして、斯る濡れ衣も毫も意に介するに足らざるべし、余輩平凡の徒争でか之を學ぶを得べき、唯梨下に冠

を直さゝるの注意あるを要するのみ。

◎忠孝は強者に阿るとの説、十九日新思想家の説なりとて之を聞くに、忠孝貞節は強者に阿るの説、自由なる今日の新しき民の服従すべきことにあらずと。斯の説の聞くに値せざるは今更彼れ此れ言ふまでもなし、但強いて之を聞かんとするも、この説の論理に適はざるを如何せん、夫れ忠孝貞節の行ある人は、多くは相手たる君父夫兄等より強き事實あり、君父夫兄等が弱き事情あるが爲めに、之れが臣子婦弟たる者に特に忠孝貞節の行動も現はるゝなれ、古來忠臣孝子貞婦義士として著明なる人々の、その忠孝貞節を盡したる當時の狀況を觀察するに、その君父夫兄たる人々は多くは弱者たる境遇に在り、強者の地位を保てる人なきにしもあらずと雖も、その教を比較すれば甚だ少なし。我國民の皇室に對する忠節の思想は、國民的性情の自然に湧出するものにして、決して阿るの意味を含まず、その證據には、内憂外患の偶々皇

室に危険の及ぶべき場合に際會せば、一層忠節の思想の昂進する事實あるを目撃するにあらずや、若し強者に阿るの意に出づるものなりとせば、皇室の泰平なる時に於て昂進し、皇室に危険の及ばざるとする時に於て減退すべき筈なるに、その然らざる所以のものは毫も阿るの意なきや明かなり。

尙その忠孝を唱道する人々も、弱者に強ゆるの意にあらずして、強者に教へて之を實行せしめ、以て弱者をして其處を得せしめんとするに勗めつゝあるは、一般の人の齊しく認識せる所にあらずや、斯る事情を觀察し來れば、忠孝貞節を以て強者に阿るとの説は論理の點より見るも全く價値なきこと此の如し。

◎給水設備の完成、市谷監獄新築工事の進捗に伴ひ、諸般の設備漸次成工を告げつゝあり、過般來全監工場監房浴場等に鐵管を以て給水を試みつゝありし所、二十四日を以て全部に給水を爲し得るに至れり、炊事場工場浴場等は勿論、各監房而も

各分房へ悉く鐵管を通じ、五十五尺に在るタンクより自由自在に給水を爲し得ることとなり、飲用水を始め諸船の用水、茲に極めて便利に供給を爲し得るに至れり。

死刑執行の狀況

會員 磐井宗成

東京控訴院檢事並書記立會

一典獄言渡

二教誨師教誨

三死刑囚最後の聲

人世悲哀の極は死なり。人世悲惨の極は死刑なり。予や東京監獄に就任已來。死刑執行教誨を施せし人員僅に二十有餘人に過ぎざれば。經驗尙日淺く。隨て顯著なる材料に乏き故。讀者諸賢の參考に資する能はざるは。遺憾なれども。其執行狀況及び死刑囚最後の聲の各別なるを報道するも。亦た斯

道上の。一參考ならむと思惟して斯なん。

附言 死刑囚姓名は。彼等を憐愍して。故らに記載せず。何縣某何歳と記す。讀者諸賢夫れ之を諒せよ。

典獄死刑執行言渡

死刑執行當日は刑場に接近せる一室に佛像を奉安し香花燈明及び供物(菓子或は時の果物)を度備し準備完整せしを待て典獄に報告す。

典獄は。當日臨檢官たる。檢事を案内し。右室に着席す。本監幹部職員も亦是に從て着席す。此時戒護主任は看守を指して。死刑囚を監房より引出し(網笠を蒙らしむ)來りて。典獄面前の椅子に着せしむ。將是典獄は死刑囚に向ひ。威儀を正し。死刑囚の姓名を呼び。其方は豫ねて裁判確定しあるが其筋の命令に依て今日唯今死刑執行するに依り左様心得よ。其方の罪は。此執行に於て消滅する次第なれば。能く覺悟して未來を迷はぬ様教誨師の教誨を謹聽し。心靜かに執行を受くべし。遺

に退場す。若し死刑者同日に數名なるときは。再び前の如く執行言渡を爲す。教誨其他も同斷なり。刑の執行了れば執行看守は死體を棺に納む。教誨師は。棺前に香花灯明を點じ。棺前讀經の式を勤修して退場す。

○死刑囚最後の絶叫並に遺言の様々
大正二年八月十九日午前十時死刑執行
埼玉縣生れ殺人犯(友人殺し) 某

明治十二年二月生

教育尋常小學二年位程度 在監中讀書趣味乏し
宗教は家の宗旨は眞言宗なれ共信念乏し

典獄言渡に對しては謹慎首肯す。教誨も亦謹聽し禮佛敬意を表す念珠及六字名號も恭く之を受く茶菓は辭して喫せず。本職は臨終の一念正念成佛を勸めしに彼れ曰く御教誨は難有拜受せり乍去私は佛に成ることは暫く延期して私の爲めに證人に出席せし某が私の不利益になる證言を爲したるは實に於今怨恨に堪えず依て彼證人を亡靈となり取り

言あらば。教誨師に遺言し。親戚故舊に傳達方を依頼せよと。言渡し了て臨檢官と。共に刑場に行かる。

教誨師 教誨

於茲に教誨師は。死刑囚を佛前に座せしめ。六字名號及び念珠授與し。佛前に向短偈を讀誦し了て。死刑囚に焼香禮拜せしめ。會て監房に於て教誨し置きたる。趣旨と本日は最後の教誨なれば。安心決待。罪消滅後世安樂を佛陀に一任し往生の大益を得よと簡短明了に教誨し終りて。佛前に度供せし菓子及び茶碗を與ふ。之を欣びて喫する者もあり。又辭して。喫せざる者もある。

此事了れば。戒護主任は。看守に命じて。刑衣(白單衣)を其着衣の上に着せしめ。白布の覆面を冠らしめて。刑場絞首臺に上し刑を執行す。

此時監獄醫は。檢體打診し。又瞳眼を検し。絶命を認め。何分間にて結了せりと典獄に報告す。被刑者一人の時は此報告を聞了て典獄は臨檢官と共

殺し彼一家を全滅に歸したる上に成佛致します此が私の遺言である他に遺言すべきことなしと放言して刑場絞首臺に上る。

平素監房に臨みて教誨せし時は前非悔悟の様子も見へたるに最後に及で此迷語怨言に終る噫予が感化力の薄き不徳に依か彼が獲信の時機不到來か嗚呼至難なる哉教誨嗚呼難遇なる哉懺悔獲信の時機。

乍併彼が心中絶對に成佛を忌避したるに非ず成佛は希望だが暫く延期して自己に不利益を與へたる證人を取殺し然後成佛が出来るものと自信する蒙昧の心根に至ては憐むべきの外なし決して惡むべきに非ず彼も亦幾億萬劫の當來には得道成佛の時機あらむ。(未完)

合計	不詳	北海道	青森	香川	秋田	奈良
二二一	一	五	一	一	二	一
一						
一五						
一〇						一
一一						
一五						
七二九〇	一	五	一	一	二	二

不良少年に對する刑事政策

日本犯罪學會々員 澤田順次郎

第一 其の原因及び動機

Ill-natured youth 謂はゆる不良少年とはすべて良からぬ事を爲す少年の謂ひであつて、犯罪の萌芽に喩へられ、又犯罪者の卵に比せらるゝものである。天を摩する喬木も、雙葉から生ずる如く、幼穉の時代に矯正しなければ、長じて斧を入るべ

からざる大悪人ども、大犯罪者ともなる。現今の社會教育の中で、問題の中心たる不良少年は、一面刑事政策の中心で、一日も等閑に附すべからざる重要問題である。

不良少年の中には單に遊蕩を事とするものもある。竊盜若しくは掏摸、搔つ拂を専門とする者もある。又は浮浪乞食をなすものもある。或は良家の少年を誘惑して、その金品を捲上る者もある。其の他種々雑多の者あつて一様でないが一として其の性質の善良なるものはない。

浮浪乞食を爲す者は、無宿少年と稱するもので、不良少年の中で、最も下級に屬するものである。彼れらは一定の住所なく、多くは公園又は神社、佛閣等に集合して、掏摸、搔つ拂をなし、其の金品にて買食ひなどなしつゝ、其の日を暮らすのである。

浮浪少年と乞食とは遠くない。現に浮浪少年にして乞食を爲す者多く、晝は綠日、祭典に彷徨し

て人の袖に錠り、夜は軒下に露宿して夜を明かすを常とする。けれども浮浪少年の中にも、家元の有る者がある。而かも相應の家に生れて、何不足なく育つたものもある。

箇様な家庭から浮浪兒を出す原因には、素より種々あるであらうが、その徑路を探つて見るのが、研究の第一着歩である。嘗て東京市養育院の感化部井之頭學校に於て、百五人の生徒に就き其の浮浪に陥れる動機を調査したものに依ると、次ぎの如くである。

家出の動機

何の思慮もなく我儘に家出したる者……………一八

父母繼父母又は雇主の苛酷に耐へず……………一九

逃走したる者……………一八

父母雇主等に叱責せられ逃走せし者……………一四

奉公せんと欲して家出したるも奉公……………一四

口の得られざりし者……………一六

父母又は繼父母に捨てられたる者……………五

人員

兄又は叔父繼母を尋ねんが爲め家出したる者……………四

父母又は雇主の命に従はずして逐はれたる者……………四

祭社に行かんとするを父許さず不平の餘り家出したる者……………三

遊びに出でたる儼飯宅せざる者……………三

迷子となりし者……………三

罪を犯したる爲め家に居る能はざる者……………三

奉公先きに居辛くして逃出したるもの……………三

職業柄自然に浮浪せる者……………二

仕事の上の苦役に堪へずして逃亡したる者……………二

雇主に解雇せられたる……………二

父母の死後乞食となりし者……………二

上京の念止み難くして家出したる者……………一

喧嘩して家に飯らざる者……………一

病氣の爲雇主に逐出されたる者……………一

寄る邊なき者……………一
 誘拐せられし者……………一
 父に奉公せよと言はれ其の言に従ひ
 出で來りし者……………一
 雇主に損をかけたる爲め其の叱責を
 恐れて逃走せしもの……………一
 雇主の金銭を失ひたる爲め其の叱責
 を恐れて逃走したる者……………一
 雇主の金を竊取して其の儘逃亡した
 る者……………一
 父母を停車場にて見失ひたる者……………一
 伯父を便りて來りしも拒絶されたる者……………一
 繼母と氣が合はずして家出したる者……………一
 合計……………一〇五

尙同校で現在の生徒と、扶養者との關係を示し
 たが、其結果は次の如くであつた。

扶養者 人員
 實父母を有する者 三二

實父のみを有する者 一二
 實母のみを有する者 一一
 實父にして繼母なりし者 一三
 繼父にして實母なりし者 八
 繼父母なるもの 一
 繼父のみなる者 一
 祖父のみなる者 三
 祖母のみなる者 一
 兄のみなる者 二
 伯叔母のみを有する者 五
 不明 二〇
 合計 一〇五

此等の扶養者は如何なる種のものなるかといふ
 に、其の職業の主なる者は次の如くである。

扶養者の職業別 人員
 農業 一一
 車夫 九

日備 四
 土方 四
 職工 四
 菓子屋 三
 木挽職 三
 教員 二

其の他は各等一人づゝ、
 これで以て見れば、不良少年の原因も大抵推察
 されるであらう。而して其の原因を別つ時は、次
 の如くなすことを得る。

第一は貧困 貧困は小兒をしてさもしき心を起
 こさしめ其の結果不良の境遇に陥らしめたのであ
 る。

第二は家庭の紊亂 此の中には父母の不品行、
 兄弟姉妹の不和、放任無監督等を含む。小兒の不
 良となるのは、斯る家庭に多い。

第三は誘惑或は脅迫 これは悪友或は悪漢の手
 に乗せらるゝものであつて、頗る多い。

第四は遺棄 親に棄てられたもので、貧困の結
 果である。
 第五は先天的不良 生來不良なものであつて、
 教育も其の效の無いことが多い。
 相應の家庭に育つたものも、一度不良者の徒と
 交ると、其の心性は著しく變じて、卑野放逸とな
 り、遂ては家に飯ることを肯せざるに至るのであ
 る。養育院で生徒の逃亡を企つるもの、多いのは、
 これが爲である。これに關し前記井之頭學校の調
 査は次の如くである。

入校後の逃亡回数 人員
 一回逃走せる者 一一
 二回逃走せる者 一〇
 三回逃走せる者 七
 四回逃走せる者 一
 六回逃走せる者 一
 逃走せざる者 八二
 合計 一〇五

斯くの如く逃走を企つるのは、習ひ性となれる放浪生活を慕つて、古巢に飯らんとするに外ならぬ。これを以て見ても、如何に浮浪生の心性の荒みたるか判明る。



保 護

群馬縣下保護概況

前橋監獄報

近時各地に多くは其地方の宗教が一團體を組織し又其等數個の團體の上に聯絡統一を圖る聯合機關の設備せられ而して從來の收容保護の外に郷黨保護の新しき方面を開くに至りたるは確に斯道の一進歩にして實に國家の爲め慶すべき現象と思ふ、然るに此の新方面なる郷黨保護は最近の發達にして未だ研究時代に屬し攻究すべき問題は幾多あるべし、定めし斯業に従事するものは各地の實況を知らんとする希望の存するは言ふまでもなかるべきこと、信ず、我群馬縣は此點に於ては先驅者の地位にあり又事業の内容も稍整頓せるものあるを認む、今茲に昨年十二月調査せるところを概

保

括成表せるものあるを以て同業者諸士の一察に供すること、せり、斯道の爲め多少の参考にもなれば幸甚である、猶昨年中當監獄出獄者ご保護關係表も一覽に供すべし、因に當縣下の保護會は一郡三個の保護會に分立する山田郡を除きたる二市十

郡には各一個の保護會ありて都合十五個を群馬縣聯合免囚保護會を以て聯絡統一し收容保護は凡て聯合會に設備せる宿舍に收容し他の十五會は郷黨保護の任に當るのである。(爰村)

大正貳年中釋放者ト保護關係並其成績

前橋監獄調査

種別	保護ヲ委託セルモノ		委託セルモノ		合 計	釋放ノ必要ヲ認め直放セルモノ					合 計
	役員ト親族又來迎者	役員ト親族又來迎者	親戚又來迎者	親戚又來迎者		再犯セリ	二年再犯セリ	三年再犯セリ	四年再犯セリ	五年再犯セリ	
群馬縣聯合免囚保護會	19	1	1	1	19	1	1	1	1	1	
前橋各宗協會	11	2	1	1	38	1	1	1	1	1	
高崎市出獄人協會	4	6	1	1	31	1	1	1	1	1	
保馬協和會	31	22	4	2	139	6	1	1	1	1	
佛數協和會	16	33	5	1	127	1	1	1	1	1	
勢多郡各宗協會	33	6	1	1	80	1	1	1	1	1	
佐波各宗協會	17	22	2	1	51	1	1	1	1	1	
新田各宗協會	6	17	2	1	51	1	1	1	1	1	

は稱賛するに足るべきなり唯此事實に由りて觀るも保護の任に當るものが被保護人に取りて紆餘曲折せる事情あるを省みずして單に形式的な一時の保護を加ふるの無効に終るものなるを證明するものなり従つて保護の要は懇切なる相談と銳利なる觀察とに依りて各個人の事情を盡くし以て其社會生活の障礙を排除し其所に安んぜしむるを以て最善の方法と爲すことを記憶せられんことを望まざるを得ざるなり

○出獄人たるものは其境遇の然らしむる所猜疑邪推の念に富めることは一般に認知せらるゝ所なるが殊に始より己れの保護を受くべき保護會の如何なるものにして保護主任の如何なる人物たるかを充分に知悉せざるに於ては安んじて其保護に依頼せんとの思念の起らざるべきも其理無しとせず客年の事なりき日蓮宗東京慈濟會の保護主任某氏は市谷監獄の照會を受け一日出獄人受取の爲め同監獄に出頭したるに出獄人某の保護を依頼せられた

るを以て之を承諾し種々保護の要件を聴取し被保護者と相伴ふて監獄の表門を出しに某は本良氏に向ひ余は是より途中知人を訪問し而して後貴會を訪ふべし君乞ふ去れと本良氏は吾は其許の出迎として特に來りしもの其許と與に歸るべし我會に來りて後知人を訪問するも可ならずやと論したるも某は之を聴かず時に徐行し時に疾行し己を厭はしめんことを圖りたれども本良氏は斯道に經驗ある人豈に斯る事に逢着して直に匙を投して去るものならんや或は訓戒し或は慰藉しつゝ同行し遂に中野驛に到る僅に十數丁の路程殆んど一時半の時間を費消せり然るに某も根氣にや負けるか不興ながら與に中野驛より同車して慈濟會に來りたり然れども一切口を緘して何事も語らず理事山田氏出で、問ふ所ありしも答へされども始終温顔を以て之に接し在監中の疲勞もあらんとて一室に安臥せしめ其日は之を其儘に附せしが翌日に至りても緘黙せること前日と異ならざりしに時偶來客ありて本

良氏之と相語る談某被保護者の身上に及びたるか其傍に在りて之を聴き客の辭して去りたる後俄に其態度を改め叮嚀に本良氏に向ひ余は甚だ誤解しありたりとて昨日以來の無禮を謝し且今後貴會の保護に依頼して獨立自營の途に就かん所存なりとあり遂に慈濟會の紹介に依りて勞働に従事することとなり其後本良氏は其誤解の何事なるかを叩きたるに彼は云へり余は在監中屢朋友より保護會に到れば酷使せらるゝこと監獄以上なりと耳にしたることあり爲に百方貴會との關係を絶たんと志したれども此處に來りたる以來會内の模様と云ひ貴下が來客との對話とに因りて釋然氷解せし所ありしなりと云へりと酷使云々の誤傳は如何なる所に根據せるやは之を知るを得ざれども兎も角彼等をして保護會に信頼せしむるは保護の第一要件たるべし是を以て監獄に於ては居常監房内に保護會の趣意書並に規約書を備へて彼等をして自由に之を看讀せしめ又時々教誨の席上に於て説明を興へて

保護會の趣旨目的に就き明確なる觀念を得せしめ且保護に由りて成効せる人物の事歴談を爲し出獄後保護の必要なる所以を悟らしむるの要あり又之と同時に保護會たるもの懇切周到の注意を以て之に接し彼等をして毫も誤解に陥らしむるなきを努むること最も肝要なりと謂ふべし若し夫れ保護會が其基礎其活動に於て充實する所あり且又保護主任に適當の人物を得るに於ては自然監獄の信認を得從て四十三年典獄會議に於ける訓示の如く監獄行刑區内に出入するの特別待遇を受くるに至らば斯る誤解は之を一掃して保護の活動上更に一層の妙所に達すべし監獄當局の注意を請ふと與に保護會の奮勵を望む所以なり。

通信

臺南監獄近況

一在監人員七百五十三人内刑定被告八百三十一人受刑者六百十四人勞務場留置者八人(大正二年十二月末日現在)前年同月日に比し三十七人を減せり

一作業の種類は和洋裁縫工、和洋洗濯工、革工、鍛冶工、木工、塗工、煉瓦工、瓦工、麻工、草履工、藤工、米搗工、耕転、土工、の十四工業にして一日一人平均工錢額金五錢厘五絲なり

一在監者食糧は飯は臺灣産下等白米十分の七甘藷十分の三の割合にて炊炊したるもの菜は監獄耕転地にて生産する蔬菜並に之れが漬物及臺灣産味噌を主なる物とし蔬菜には豚肉若くは豚脂或は雜魚を加味す

一犯罪の種類は内地の夫れと相違なきも其種類の内傷害罪の受刑者總員に對する八分九厘強殺人の同九分六厘強の比例を視ると匪徒刑罰令犯の十八人阿片令違犯の五十三人は内地の夫れと異なる點ならん

一因情の内地と相違する點を擧ぐれば
一、在來の風俗習慣言語等の相違あれば彼等規律に馴致するに遲鈍にして自然に動作の敏捷を缺くもの如し

通信

信

單に喰ひ得る丈彼等相當の誘惑的物件の多きに依るものと認めらる
八、姦通犯婦女(男子に多く判刑さる)の平氣に姦通の理由を説明するには驚くの外なき多くは夫れ相當の扶養をなさざるより金品を得るを目的とし毫も罪惡と思ふの念なきのみならず寧ろ當然の事と思惟す因に放免當日には、夫態々衣類携帯出迎の爲め出頭するには内地に見られざる滑稽なり然し此れには理由あり今は略す
九、本島受刑者の美點とて云ふべきは如何なる強役にも辛抱するにあり

一〇、宗教心は迷信的低き宗教念なれども内地人に比して一般に深厚なるか如し然れども其心的狀態は罪惡の救済よりは物質的現在の利益及神佛の冥罰を懼るゝと云ふ點にあるか如し換言すれば慈悲の宗教にあらずして冥罰宗教とも云はんかな
一一、在監者を男女比較せば男百人に對し女九人一分三厘強に當れり

福岡縣下に於ける

保護事業の概要

福岡監獄報

二、一般智識の程度低くして簡易なる道理も測驗百端多大の力を要し尙且つ會得する能はざるもの多し

三、感恩の念乏しきは遂に内地人に勝る假令は歸郷旅費を給與し若くは保護を加へ懇に飯住の上は一報すべきを諭し置ても到着後通知し來るもの尤も稀れなり郵便等の便宜あるを知らざるにあらず文體の異なるものあるにあらず全く意氣に感ずるの念薄弱なるに由るを見る

四、直に露顯發覺することも徒に虚言を構へて一時を糊塗するは犯罪者の通有性なるも特に本島人は遁辭を弄すること多く亦巧なり入監者の大部分は犯罪事實を否認するものなり

五、本島人受刑者病に罹り切解決療を受くる場合の如き痛を感ずれば耻も外聞も打忘れ大聲にてアイヨアイヨと悲鳴するを常とす内地人の夫れ如く齒を噛み顔を覺めて聲を發するを層とせざるの比にあらず

六、本島人は概して幼少より家庭に於て過酷なる嚴方に慣るゝを以て體刑の苦痛に堪ゆる點は前項に反す故を以て罰金刑に換ゆるに勞務場留置を希望するもの多し又一面利益打算上より來る心的狀態ならん

七、未成年犯罪者の如きは父母に發信して善後策を依頼せるに返信だもなく或は案外不利益なる來信に接するも左程驚き悲むの狀なし彼等は生活の程度尤も低く夫の喰ひ廻るか如く喰ひ得るの方法あればなり然らば何故に犯罪するかと云ふに簡

我福岡縣下に於ける出獄人保護事業は從來實に寂寥として何等見るべきなかりしが唯遠き以前に於て當時の教務所長たりし笠雲漢柴田龍溪兩氏等を始めとし監獄職員間に共同組織の出獄人保護會なるもの存在せし事ありしが其後時世の進運に伴ひ各地方に於ける新業の發達著しきものあるに拘はらず如上の外監獄並に以外者の間にありては殆んど注意を拂はれざりしのみならず何人も新業に指を染むる者なかりしなり、聞く處によれば或る時代の令尹たる人にして却つて是の保護事業に何等援助を興へられざるのみならず寧ろ却つて厄介視し排斥し蛇蝎視せられし時代もありたりとの事なれば實に餘義なき次第なりしと雖も爾來時世の要求は長く斯くて已むべきにあらずし折柄、時恰も明治天皇陛下の御大喪に際し時の地方長官は檢事正、並典獄等の請ひを容れ遲時ながら他地方に於ける御多分の例に漏れず大正元年九月初めて縣訓令第十四號を以て出獄人保護規程なるものを發布せられたるに同時、其筋に於ても本縣下に於ける新業の創設を誘導するの意味に於て保護獎勵費を下附せられたる等が動機となりて漸くにして本、分監、所在地即ち福岡に於ては福岡救護會(大正元年九月の創立にして會長笠雲漢氏副會長柴田龍溪氏)小倉に小倉保護會(明治四十五年六月創立主幹者中上祖嗣氏)久留米に筑後保護會(大正元年十月創立會長藤永園忠氏)の創設を見るに至りたるは即ち本縣下に於ける直接保護機關の曙光を睹るに至りたる濼漸にして前顯の縣訓令出獄人保護規程(間接保護機關)と相俟つて漸く機關の外影

形式を整ふるに至りたるも、忌憚なく之を評せば、今尙ほ其事業の施設並に成績に至つては未だ新業の發達進歩せる地方に比し著しく遜色あるは我輩の極めて遺憾とする處なり。由來本縣下に於ける社會的諸般の狀況並に犯罪種類其他より推すべきは寧ろ他地方に率先して新業の發達隆盛を期せざるべからざる事情あるにも拘らず、今日に至る迄、如上の通り進々として振はざるは要するに當局者の勸誘奨励到らざりしによるも雖も、何分機と利を見るに鋭敏なる人士を以て満たされ且つ新進開發の産業隆盛なる結果、生存競争の劇甚は、終に彼等を駆つて優勝劣敗の通弊に陥らしめ、犯罪者を多出すると同時に、刑餘の敗殘者に向つては些の同情憐愍の感なきに職由したる如かりしが、一面に於ては本縣の主産物たる石炭の需用供給の關係上、炭價の高低により朝に雇傭したる者も夕に忽ち之を解雇し以て路傍の人として顧みざるが如きは比々として皆然らざるはなきが如し。如斯く業主及事業主の間にありては刑餘者を嫌忌して雇傭を肯せざる傾向さへありて却て出獄人の就業を阻害するの結果に出るの狀況ありて存す、一面亦飄つて本縣に於ける犯罪の生産地を見るに多くは此炭坑地方にあるは實に争ふべからざる事實にして而かも、其中中四割強の割合に當る他府縣に籍者より犯罪者を多く生産する本縣に於て如斯刑餘者の

福岡縣管内出獄人保護成績調

其一、

福岡監獄調査

保護事業が是れに伴はざるは從來極めて遺憾とする所に之れありしなり。然るに幸にも直接保護機關として以上の如く本、分監、所在地に各一箇の機關を有し（各機關とも未だ創立尙淺く何分經費充分ならざる爲め、豫期の活動を爲すを得ざる憾ありき雖も）且當局者の熱心に盡瘁せらるゝ結果、漸次發展の傾向あるは誠に喜ぶべき事實にして同時に又出獄人保護規程による間接機關の當局者に於ても漸く此の本業に盡力せらるゝに至りたる結果、兩者相俟つて將來本縣管内に於ける新事業の普及發展を見むこと今より囑望に堪へる所なり、左に出獄人保護規程發布以來の間接保護の成績表を掲げ参考に供す

付言前述直接保護機關の外縣下鞍手郡若宮村に一心會と稱する保護會ありて主管者鷲尾國瑞氏は夙に新業に熱心なる先輩にして獨力之れが經營を爲し新業に鞏固しつゝあり、一心會に保護すべき出獄者の出迎の如きは氏自身常に率先其任に當り保護を加へらるゝ等本縣に於ける地方稀に見る所の篤志家と云ふべし、今後は一層如此篤志家の奮起して新事業を大成せられんことを敢て至囑するものなり

前期	入				出				本期末	成續										
	越人	出獄	縣外	所轄外	所在	其他	縣外	所轄外												
自大正元年九月	男 一	三五	八	元	二	一	〇	三	四	一	八	六	三	六	一	二	〇	〇	〇	〇
自大正元年十二月	女 一	三	一	二	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其二、																				
自大正二年一月	男 三	三三	七	三	二	一	三	三	三	一	六	五	四	四	三	三	三	三	三	三
自大正二年六月	女 〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其一、																				
其二、																				
合 計		六五	七	三	二	一	三	三	三	一	六	五	四	四	三	三	三	三	三	三

備考 前表其一是大正元年九月福岡縣訓令第十四號發布以來出獄せし者に付調査したるものにして同訓令發布當時は監獄より通報を發する者極めて鮮少なりしも警察に於て保護の必要を認めたる者を合算せり亦大正二年四月以來監獄に於ては著しく保護の範圍を擴張し保護の通報を發すると同時に又要保護者は凡て其所屬寺院に對して保護に關する委囑書を典獄より發達することあり

一、本成績調査を以て表より其全豹を知る能はずと雖も、既往約一年間に於て出入共に所在不明者割合に少なく（出獄者總數に對する約二割に當る）亦再犯入監者僅かに三十五名にして出獄者總數に對し僅かに〇割五歩餘に過ぎざるは先以て好成绩と云ふを得べき乎

一、大正二年上半期に於ける現在保護中の者四百四十九名中改役の狀ある者三百六十九名にして其割合八割餘に兎に角、改役の途中にありと云ふを得べきなり

彙報

●前橋監獄職員の共同購買 前橋監獄に於ては今回議員協議の上職員同盟會事業の一として共同購買組合を設け各家庭に於ける日常用品を可成廉價に購求して之を職員に分配せんとして左の規約を設定したり(一)本會々員は左の日常品に付共同購買(を爲す米、味噌、醬油、薪炭其他特に必要と認めたる物)(二)共同購買に加入せんとする會員は一月間所用見積金額を豫納し置き爾後毎月俸給日に於て其月購買したる代金を補充するものとす(三)共同購買は毎月十日、二十日、三十日の三回に之を行ふ但時宜に依り臨時購買を爲すことあるべし(四)共同購買せんとする物は先づ之を評議員會に提出し購買することは決定したるときは其品目價格を加入者に告知するものとす(五)共同購買加入者にして購買を受けんとするときは購買期日三日以前に庶務員(用度主任若しくは作業主任)に申出へし但豫納金を超過することを得ずあり其方法宜しきを得ば効果の鮮からざることを謂ふまでも無し物價騰貴の此時簡柄此種の企は必要なることたるべし

●青森監獄の追弔法會 青森監獄にては四五年以來引續き在監者の健康頗る不良にして年々多數の死亡者を出したるが中村典試赴任以來鋭意衛生の改善に努め其効空しからず目下全く健康

んや唯惜むらくは歳きに在監中死亡せし諸子にして一朝不幸にして二區の震ふ所となり幽明長へに相隨て共に此際澤に浴するを得ざるを如何せん願ふて此に至れば涙滂沱たり噫々哀ひ哉茲に今日長官已下職員一同と共に追弔法會を修し聊か其亡靈を慰せんとす死後の經營は他なし三寶を修養したる佛事を禁むにあるのみ矣又經に曰く言行忠信表裏相應と宜なる哉在監諸子は此法運に遇ふを機とし既往の非を悔悟し言行を慎み作業を精勵し益改後の實績を擧げられこの鴻恩に報ひんことを

●秋田監獄の震災 秋田地方に於ては客月十五日午前五時突然激震に襲はれ爾來十七日に至る迄震動斷續せり就中最初の五分時に震動最も強烈にして之が爲め民家は勿論同監獄に於ける建築物の損害又不眇就中震源地と認めたる同縣仙北地方に近接せる同監大曲分監は多大なる災害を蒙れり當時同分監在監婦女の如きは周章狼狽し哀號救助を求めたる程にて萬一の危険を感じ避難準備の爲め在監者一同を各監房別處下に出房せしめたるも幸ひ因情平穩にして約一時間後に至り危険なしと認め再び房内に收容し平常の如く服せしめたりと云ふ今同監本分監に於ける災害の概要を掲ぐれば左の如し

本監 外圍煉瓦塼五ヶ所大龜裂、教誨堂 監房廊下、官舎等の壁所々小龜裂を生ず
大曲分監 廳舎、監房、工場等何れも傾斜、若くは龜裂を生し補修せざれば使用し難し

状態の恢復を得たるを以て茲に春季皇靈祭の當日をトし死亡者追弔法會を修せらる先づ佛前を莊嚴し受刑者一同を教誨堂に集め鄭重なる續經の勤行ありて後典試已下各職員は勿論在監者總代の燒香畢り教務主任の教日文朗讀ありて次で典獄の受刑者に對する訓示後渡邊教誨師の法語ありて鳴咽泣下する者の在監者は一同坐るに既往を回顧し感慨無量にして或鳴咽泣下する者の在監者は一同坐る當日教務主任の朗讀せられたる教日文左の如しと云へり
維時大正三年三月念一日青森監獄在監者死亡者追弔の法會を修す

恭しく惟みるに教主釋迦牟尼世尊遠く三千載の古へ印度中天に應化し給ひ廣く大小二望の深義を宣説し末代の五濁下穢の群生に對しては彌陀大悲の弘願一乘圓頓の妙理を顯示し此れを聞信するの道俗争てか報土得證の妙果を得せしめざらんやと曲きに淨土所依の大無量壽經に説き演へ給へり於乎生花輪轉殆んど停止すべからざるの置閻中一縷の光明を認めて以て必ず彼岸に達するの幸福を得んことを業より佛徳に依るに雖も抑も亦以て皇恩の然らしむる所と深く感謝せざるべからず

願みれば當監に於ける受刑者新年已來頗る健康不良の状態に陥り就中死亡の如き異年益々増加せるに至る然るに昨春長官の更迭ありて爾來專ら衛生恢復に盡瘁せられたるに未だ同年ならずして死亡は大に減少し又一一般在監人の健康は真好に趨き人をして憂如たらしむるに至れり在監者の幸福豈に之に過くるものあら

●板塀を踰越して逃走す 大阪監獄拘禁中の受刑者大阪府東部郡小島村大字三ツ松百六十九番屋敷平民農竊盜役二年典野力太郎は客月十九日午後三時十分頃同監西北隅佛外敷地内に於て看守二名戒護の元其他の受刑者九名と共に掃除夫就業中隙を窺ひ拾得したる古針を以て連鎖の錠を外し突然身を躍らして高さ約一間の板塀を踰越し疾走したり之を認めたる一名の看守は直ちに追跡し次で報告に接したる戒護主任は即時休憩中の看守を現場に急派し追跡せしめたるに逃走因は板塀を踰越するや境界の溝を踰へ小路内に遁竄したるも同處は行き詰りして道なきや境界の溝を踰るを知り止なく屋上に攀登したるより看守は屋後に迂回したるに恰も屋上より飛び降りつゝありたるを以て拳銃を擬して追跡したるに同囚は飛び降りたる際多少正部を傷み自由を失ひたるを狙撃せらるゝを恐れたるに之により約二十間を距りたる處に於て平伏謝罪して遂に就縛せり

●受刑者の縊死 金澤監獄拘禁中の大阪府大阪市南區日本橋筋三丁目六拾二番地戸主平民佐々木清は殺人未遂罪により去る明治四十四年十月五日大阪控訴院に於て懲役七年の首役を受け大正元年八月二拾七日大阪監獄より同監に移監以來晝間は裁縫工に夜間は竹細工に就業し居りしは客月七日還房(夜間獨居)後夜業に就き何等の異狀を認めざりしが同日午後六時二十五分より同三十分迄の間に於て房内置便器に枕を積み踏躓せし貧與の帶を監房扉

の鐵格子に掛け其兩端を環状として之に首を入れ同時に枕を墜落して絶命し居たり受持看守之を發見するや直ちに人工呼吸法を施し一方監獄醫に急報して夫々緊急手当を加へたるも遂に蘇生するに至らざりし然るに同囚の使用し居りたる石盤に「不孝の罪云々」と認めありしに徴すれば厭世悲觀の極蓋に至りしものならん

●**刑事被告人の縊死** 東京監獄拘禁中の東京市小石川區白山御殿町百十七番地平民輸出入商吉田收吉は贈賄被告事件により本年二月六日同監に入監爾來獨居拘禁に付し綿密なる注意を拂ひ居たるに客月十七日午後零時十五分頃自己使用の兵兒帶を居房窓の鐵格子に結付け暖箱及貯水盆を積み重ねて踏臺と爲し縊首し居れるを受持看守之を發見し直に緊急手当を施したるも遂に蘇生するに至らず尙死因に就ては不明なるも被告事件に付懊鬱の結果死を決したるものなるべしと云ふ

●**受刑者の慘死** 鶴志監獄拘禁中の受刑者故殺刑犯懲役二十年田中朝井は客月二十六日同監所屬地宇城處追込出役所に用材役探の爲め他の受刑者九名と共に出役し長さ二間方三尺の角材(ハチタモ)を槓に積み四名宛引綱を肩に掛けて其兩側より之を曳き二名は後方より押して之を用材置場に搬出中午前六時頃右出役所を距る約三十丁の小川に架せる長さ三間幅九尺の土橋に差懸りたるに偶々橋上は氷結の爲め中央高く兩側低き爲め通過危険なるを以て付添看守に於て特に警戒を加へしめたるも其利那槓は滑走を始

せり右病原に就て調査せるに竹次は監内特發眞及良治は感染したるものなりと云ふ

●**是も腸室扶斯** 巢鴨監獄拘禁中の受刑者長野謙助郡上諏訪町一百九十七番地横領及竊盜罪懲役五月五味秀吉は客月六日腸室扶斯病に罹りたるを以て離隔の上治毒豫防を勵行したるに他には傳播の模倣なしと云ふ

●**パラチプス患者の發生** 函館監獄拘禁中の刑事被告人北海濱函館區音羽町六十六番地片山松治は尿物毒癩被毒事件に依り客月四日同監に入監の所同月十一日に至り感冒症に罹り惡寒發熱等著し且胸腹部に發疹を認めたるを以て直ちに隔離病監に收容し精診の結果パラチプス症と確定し嚴密なる消毒を施行せり又同月二日竊盜被告事件により同監に入監したる刑事被告人宮城縣登米郡佐沼町三百五十五番地平民高橋一雄は同月八日に至り輕度の發熱あり爾來漸次症状増進し傳染性疾患の虞あるを認めたるを以て隔離監に收容の處是亦パラチプス症と確定し夫々豫防法を施し極力防疫に努めたる爲め幸ひ他には傳染の兆なしと

●**受刑者同囚の頭を割る** 甲府監獄拘禁中の受刑者城縣柴田郡金瀬村宇平村百三十五番地平民竊盜六犯懲役八年好高文は平素行狀不真加ふるに精神甚だ過敏なるを以て戒護上特に注意を加へ居りしに客月五日午後五時頃工場に於て夕食の際隣席者桐谷芳太郎(竊盜六犯懲役六年)と坐席の事に觸し口論を爲し其盛物割れとなりたりしが翌六日午前六時五十分頃工場に出て食後發業席

め極力之が防止に努めたるも用材の重量に堪へずして遂に右側に墜落したり然るに右用材の右側にありたる四名中第一、二位にありしものは前方に第四位にありしものは後方に各其隣間引綱を外して身を避け得たるも獨り第三位にありし前田中朝井は其眼なく用材と共に水深二尺五寸の河中に墜り用材の下に壓迫せられ自由を失ひたるを以て付添看守は急遽他の囚人を指揮して救助に努めたるも之を引揚ぐるに約十五分を經過したる爲め同囚は既に人事不省に陥り居たるも尙不整なる脈膊呼吸あるを認め緊急手当を加へ馬槓を以て水監へ押送せしめたるに途中に於て絶息せるを以て浜道二見岡出張所に立寄り監獄醫の手當を受けしめたるも其効驗なく遂に死亡したり

●**腸室扶斯患者の發生** 市谷監獄拘禁中の受刑者東京市赤坂區青山高樹町十四番地詐欺罪懲役三年平田竹次に客年十一月十一日同監に入監爾來行刑中の處本年二月七日以來輕微の發熱ありしが數日を經て熱度昂進し漸次腸室扶斯疑似の症状を呈せしを以て隔離の上治療せしめたるに同月二十八日に至り鏡檢の結果腸室扶斯症と確定し嚴重なる消毒豫防法を施したり然るに同囚が發熱當時同房に收容せられ居たる竊盜詐欺取財罪等懲役四年八月篠崎眞は同月十六日に至り同く竊盜罪懲役一年六月原田其治は同月二十日に至り何れも輕微の發熱あり越て二十四日各腸室扶斯症疑似の症状を呈したるにより直ちに隔離治療せしめたるに客月三日精診の結果該症と確定し又前記平田竹次に客月十三日に至り死亡

に着かんとして進行せる藤芳太郎は高文に對し昨夕の事は覺へて居るかと思語したるに同囚は佛然色を乍し毆打の目的を以て竊に櫛の横木(長さ一尺五寸幅及厚各一寸位)を携へ就業時の混雜に紛れ約七八間隔りたる芳太郎の就業席に至り突然之を揮ひて同人の頭部を三四回毆打し左頭部並に前頭部に裂傷打撲傷等を負はしめたり依て芳太郎は直に病監に收容手当を加へたるに同日午後一時頃に至り精神朦朧となり次第に昏睡状態に陥り百方手当を施したるも其効なく同日午後十時二十五分死亡せり因に右芳太郎の死體は解剖の結果左頭頂額顱前頭部に亘る頭蓋骨裂創及右額顱頂部に亘る頭蓋骨裂創及左頭蓋内外出血の爲め死亡せる事判明せり

●**受刑者同囚を傷く** 新潟監獄拘禁中の受刑者新潟縣中蒲原郡津町大字新津三百二十四番戶平民無職詐欺罪九犯懲役七年五十嵐幸三郎は本年二月二十七日午前六時五十分頃工場へ出役の際突然檢身場に於て同房者新潟縣平民農業竊盜罪三犯懲役三年大田重義を構搗工場掃除用の竹筥(長さ三寸)を以て毆打し頭部に輕微の創傷六ヶ所及左眼險に疾病休業七日を要する創傷を負はしめたり右暴行の原因に就ては加害者は明瞭の申立を爲さざるも數日前加害者被害者に對し猥褻行為を挑みたるを峻拒したる爲め深く之を恨み遂に此舉に出でたるものにして加害者は傷害罪として新潟區裁判所に告發せられ懲役一年の言渡を受けたり

●**鋸を揮て同囚を毆打す** 神戸監獄拘禁中の受刑者竊盜罪三犯懲役五年松島吉太郎同く竊盜罪十二犯懲役六月清水伊之助

の兩名は客月十九日工場に於て、ホロロ工に就役中同日午前七時三十分頃作業上の件に付、討論の結果吉太郎は業務用の鋸を以て伊之助の後頭部を毆打し、横徑長四仙米深き骨膜に達する創傷を加へたり被害者は應急手當を施したるに經過住良なりと云ふ

●看守部長受刑者に咬まる 靜岡監獄拘禁中の受刑者強盜罪重懲役九年神谷親吉は去る明治三十九年七月三日以來同監に於て行刑中の處明治四十三年六月上旬より精神病に罹り處遇上特に注意を加へ來りしが、大正二年五月に至り病勢亢進の狀ありしを以て爾來引續き獨居拘禁中客月十六日午後九時頃監房裏窓の硝子戸を外し翌十七日午前二時頃より甚しく躁狂し硝子戸を破毀し其破片を房内に散亂したるに依り高見看守部長は午前六時二十分頃巡視の際同受刑者が、負傷し居らざるかを慮り、旁房内を掃除せしめんを欲し、受持看守と共に前扉を開きたる、其刹那同囚は硝子の破片を同部長の前額に投げ付け輕微の擦過傷を負はしめ、且窓戸枠の木片を以て再び左膊骨部を毆打したるを以て直ちに之を取押したるに更に又右手食指の一節と二節との中間に噛み付きたるも間もなく之を取外し一旦本受刑者を房外に出し掃除夫をして房内を掃除せしめたる下手段を施して入房せしめ其後同部長は創所に應急手當を受け引續き勤務し居たるに左膊骨部甚しく腫脹し、食指の咬傷疼痛甚しき爲め外科専門醫の診察を受けたるに、切開の結果果食指は骨部を噛み砕かれ、且悪性の菌菌に侵され居るを以て經過の如何に依り該食指乃至は頭首より切斷するの止むを得ざるに至るや計り

雖しと云ふ

司法省監獄公文

●在監者食量給與手續ニ關スル件

司法省 監甲第二〇四號大正三年三月二十四日各監獄典獄長監獄局局長通牒

在監者ニ給與スヘキ食量ハ各監獄區々ニ相成居處遇上穩當ナラサルニ付來ル四月一日ヨリ別紙在監者食糧給與手續ニ依リ御取扱相成度依命此段及通牒候也

在監者食糧給與手續

第一 在監者ニ給與スヘキ食量ハ十等ニ分ツ各等ノ食量ハ別紙第一號表ニ依ル

第二 作業別食量ハ別紙第二號表ニ依ル

第三 不就業者ノ食量ハ十等トス

第四 就業婦女ノ食量ハ就業男子ノ食量ヨリ一等ヲ降下ス

第五 各作業中雜用ニ使用スル者アルトキハ當該作業種目中之レニ相當スル食量ヲ給ス

第六 就業者ニシテ休業スル場合ト雖休業一日ナルトキハ前日相當ノ食量ヲ給シ休業二日以上ニ涉ルトキハ六等食以上ノ者ニテ

テハ就業當日ノ次等食ヲ給ス

第七 病後就業者ノ給與食量ハ監獄醫ノ意見ニ依リ之レヲ減少ス

ルコトヲ得

第八 病者ノ食量ハ監獄醫ノ意見ニ依ル

第九 本作業別所載ノ業種ニ依リ整理シ雖キ作業ヲ施設スル必要アル場合ハ新設ノ申請ト共ニ其業相當ノ食量ヲ定メ認可ヲ受ケルヲ要ス

第一號食量等級表

一 等	三 合
二 等	二 合 八 勺
三 等	二 合 六 勺
四 等	二 合 四 勺
五 等	二 合 二 勺
六 等	二 合
七 等	一 合 八 勺
八 等	一 合 六 勺
九 等	一 合 四 勺
十 等	一 合 二 勺

第二號作業別食量表

採炭	採炭	日備採取、鍛冶	日備	食量
炭	炭	炭	炭	二合八勺
				二合六勺

伐木

木挽

大工

左官

屋根葺

瓦工

煉化工

伐木

木挽

大工

左官

屋根葺

瓦工

煉化工

伐木(勞働強キモノ)

伐木(勞働普通ノモノ)

大物挽方

普通物挽方

建前、木造

手傳共

手傳共

手傳共

手傳共

土練

土運、薪割、竈積、竈出

二合六勺

二合四勺

裁縫工	機織工	塗工	塗師工	彫刻
洋裁縫	機織	塗工	塗師工	彫刻
裁方、ミシン踏、仕上 縫方、手ミシン掛	同上小巾幅二尺及襪網ノ織方、大裱卷、毛出、切方管卷、糸繰、糸掛、糸擦、壓取、仕上、糸繫、熨通	小倉、雲齊、綿練、紋羽、足袋底、ゴール天ノ大巾幅二尺織方以上織方	磨方 塗方 蔴繪	大物彫刻 小物彫刻
二合 一合八夕	二合二夕	二合四夕	二合 一合八夕 一合六夕	二合 一合八夕
紡績工	組紐工	物編工	莫大小工	足袋工
紡績	組紐	糸物	莫大小工	足袋工
大車糸擦 機織踏 糸節取、仕上	器械糸擦 組方	編方 毛出、仕上 糸拔、紐方、爪膝、糸繰	バテン織 編方	裁方 底付、仕上 織方
二合四夕 二合 一合八夕	二合 一合六夕	二合二夕	一合六夕	二合 一合八夕 一合六夕
和裁縫	裁方、手ミシン踏	織方、手ミシン掛	雜巾刺	裁方、手ミシン踏
二合	一合八夕	一合六夕	一合六夕	二合 一合八夕

鑄金ナ合工	金物工	鑄物工	鍛冶工	石工	敲工
鑄金ナ合工	金物工	鑄物工	鍛冶工	石工	敲工
金網細工	鋼延方 釘ノ頭落、鍍力細工、鋼製釘	火吹、マネ搦 型造、仕上	タ、ラ踏、向髓 火作 編方、旋盤、磨方、鑄掛ケ	建前、石掃、石切、石燈籠 硯石荒削 硯石砂摺 磨方、彫刻、仕上	積方 造方 仕上
一合八夕	二合八夕 二合二夕 二合	二合八夕 二合二夕	二合六夕 二合四夕 二合二夕	二合四夕 二合二夕 二合	二合四夕 二合二夕 二合
彫刻工	木工	陶器工	七寶工	七寶工	七寶工
彫刻工	木工	陶器工	七寶工	七寶工	七寶工
曲物工	桶工 紐割工 下駄工 滑車工 車輪工 轆轤工	指物工 木取(六尺以上ノモノ) 普通指物 小物指物	土踏、土瀧 轆轤挽、乾方、電方、仕上	研方 質地燒方 仕上	研方 質地燒方 仕上
二合	二合四夕 二合二夕 二合二夕 二合二夕 二合二夕 二合二夕	二合四夕 二合二夕 二合	二合八夕	二合二夕 二合 一合八夕	二合二夕 二合 一合八夕

草履工 下駄表及 鼻紐工 含ム	草履工 ハレス運轉、ホール拔 板裏草履丸メ平削 籬削、ミシシ縫、仕上 籬方、編方、釘割、各種貼 方、裏付組紐藤擊、裁方 前坪、通眞卷通	一合六勺 二合四勺 二合二勺 二合 一合八勺 一合六勺
工 含ム	大槌打方 小槌打方 器械割 太繩、屑太繩、釣瓶繩、込、 春扇、岩線、飯櫃、藁拔キ タリシ	二合六勺 二合四勺 二合 一合八勺
多稈工 經木、阿工 日菜、林 投子含ム	阿且葉工、林投工、經木卷 經木編方、麥稈編方、仕上	一合八勺 一合六勺
網工	楊枝工 木管工 含ム	二合六勺 二合四勺 二合
網工	搗工 搗方 搗割、壓接 塊割、壓接 通シ方 乾方 石糞	二合六勺 二合四勺 二合 一合六勺
網工	搗工 搗方 搗割、壓接 塊割、壓接 通シ方 乾方 石糞	二合六勺 二合四勺 二合 一合六勺

耕 耘	荒起シ、馬耕、田植、水車 踏、耕、取入 除草、間引、推肥作リ	二合六勺 二合四勺 二合二勺
土 井戸堀テ 含ム	井戸堀、運搬、砂利採取、 均シ方、トロ練、ゴングクリ 1ト練 砂利洗、砂篩	二合六勺 二合四勺
炭 燒	炭 燒	二合四勺
炭 園工	炭 園工	二合
監獄備夫	炊事夫 掃除夫 看病夫 理髮夫 便捨夫 運搬夫	二合八勺 二合四勺 二合二勺 二合 二合六勺 二合六勺
水汲夫	勞働強キモノ 勞働普通ノモノ 勞働強キモノ 勞働普通ノモノ 勞働普通ノモノ	二合四勺 二合六勺 二合四勺 二合六勺 二合四勺
網工	浴湯夫 薪割夫 醸造夫 漬物夫 薰蒸夫 消毒夫 火夫 除雪夫 埋葬夫 補養夫	二合二勺 二合四勺 二合四勺 二合四勺 二合二勺 二合二勺 二合六勺 二合四勺 二合四勺 一合六勺

●出獄人保護ニ關スル巡視報告廢止ノ件

司法省監獄局監甲第二一號(大正三年三月二十七日各監獄典獄宛
監獄局長通牒)
出獄人保護事業ニ關スル巡視報告方ニ係ル明治四十二年九月監甲
第一一六六號並ニ明治四十三年九月監甲第一七六二號通牒ハ之ヲ
廢止候條爾今ハ隨時巡視シ特ニ參考トナルヘキ必要事項ニ限リ報
告相成候様致度此段及通牒候也

●餘算増額稟請ニ關スル件

司法省監獄局甲第二〇六號(大正三年三月二十五日各監獄典獄宛
監獄局長通牒)
監獄會計事務章程第四十條ニ依リ、豫算ノ増額ヲ稟請セラル、適合

一 直接保護ヨリ間接保護ニ移リタル者ハ「收容シテ保護シタル者」ノ項ハ一旦保護ヲ解キタル者トシテ計上シ「間接ニ保護シタル者」ノ項ニハ之ヲ朱書ス

一 間接保護ヨリ直接保護ニ移リタル者ハ「收容シテ保護シタル者」ノ項ニ記入シ「間接ニ保護シタル者」ノ項ニハ之ヲ朱書ス

一 同一人ニ對シ數種ノ一時的保護ヲ加ヘタル者ハ其主タル種類ノ欄ニ計上シ其ノ他ノ種類ノ欄ニハ其ノ數ヲ朱書ス

一 直接又ハ間接ノ保護ヲ解ク場合ニ於テ特別ノ保護ヲ加ヘタルトキハ其ノ種類ニ從ヒ「一時的ニ保護シタル者」ノ項内相當欄ニ其ノ數ヲ計上ス

一 備考欄保護場ニ收容シタル者ノ期間ハ一年度内ニ保護ヲ解キタル者及ヒ現在收容中ノ者ニ就キ計上ス（收容シテ保護シタル人員ノ合計ト符合ス）

一 刑ノ執行猶豫又ハ微罪ニ係ル者ニ對シ保護ヲ加ヘタルモノアルトキハ本表相當欄ニ記入シ仍其ノ人員及保護ノ種類ハ之ヲ備考ニ再掲ス

大正年度收支計算書

入金	前年度繰越額	支出之部
内	稅因保護事業獎勵費下付金	事務費
	道府縣市區町村ヨリノ補助金	役員俸給及手當
	會寄附金	役員旅費
	何々	備用品費
		圖書印刷費
		消耗品費
		家屋等修繕費

入金	總會費	屋
内	通信運搬費	事務所何室何坪
	人夫賃	被保護者居室何室何坪
	雜費	工場何室何坪
	保護費	附屬建物何坪
		器
		蒲團何枚
		被服何枚
		家具何品
		雜具何品
		家名稱ヲ何頭又畜(肥)スハ何羽
		有價證券
		銀行預金
		郵便貯金
		手元保管金
		何々

備考 一、本表ハ會計年度ニ依リ作成スルモノトス
 資產表 大正 年四月一日現在
 資產 高

差引 殘額(又ハ不足額)

金 內 地 所 保護場數地何坪
 金 耕耘地數地何坪
 金 其他何坪

○會計事務ニ關スル件
 司法省會甲第五七號(大正三年三月二十五日裁判所監獄會計課通牒)
 金澤地方裁判所外三廳ニ對スル別紙通牒爲御參考及御送付候也
 司法省會甲(第五二二號)
 過般金澤、富山、福井各地方裁判所管内及金澤監獄へ出張ヲ命セラ

レタル森、空地同司法屬ヲ經テ其當時別紙申號ノ事項ニ付當課ノ意見御開合ノ處右ハ乙號ノ通ニ有之候間此段及御通報候也

(甲號)

- 一、競賣法第二十八條ニ基キスル豫納金ハ保管物受拂報告書ノ種目ノ中民事豫納金ノ部ニ掲記スヘキヤ或ハ非訟事件豫納金ノ部ニ掲記スヘキヤ
- 二、競賣事件配當實施ノ即日交付スヘキ競落代金ハ一旦現金出納簿ニ登記スルモ之ヲ金庫ニ寄託セス歳入歳出外現金出納官吏方同日直ニ權利者ニ交付シ然ルヘキヤ或ハ舊裁判所保管物取扱順序第三十九條中翌日マテニ之レヲ金庫ニ寄託スヘシトアリタルヲ現行裁判所會計事務章程第二百二十二條第二項ニハ速ニ之ヲ金庫ニ寄託スヘシト規定セラレタル趣旨ヨリ觀レハ即日交付スヘキモノト雖モ總テ金庫ニ寄託シ手續ヲ要スルヲ
- 三、裁判所保管物取扱主任人歳入歳出外現金ノ受領ニ對シ歳入歳出外現金出納官吏トスヘキヤ或ハ保管物取扱主任トスヘキヤ
- 四、裁判所會計事務章程別表物品類別標準消耗品ノ中ニ茶、急須ノ記載アリ右ハ官費購入差支ナキモノナリヤ或ハ明治三十六年司法總務長官通牒實檢甲第五號追書以ケノ各廳ニ於テハ官費購入スルコトヲ得サルヲ
- 五、商業登記其他ノ登記ニ關スル公告ヲ新聞紙ニ爲シタルトキ新聞社ニ任拂フヘキ登記公告料ハ月額何程ト定メ新聞社ト契約シ差支ナキヤ且差支ナシトスレハ月額ノ標準如何

- 六、罰金、料等言渡シタル裁判確定シタルトキハ責力調査ヲ爲スト否トニ拘ラス確定ノトキナリテ直ニ納付命令ヲ發スヘキモノナリヤ
 - 七、渡廊下、庇廊下ノ如キハ官有財産簿中營造物家屋ノ部ニ登記スヘキモノナリヤ
 - 八、工場ニ備付ノ食器及作業器具ニ對スル供用命令受取人ハ何人ナリテ相當トナスヘキヤ
 - 九、監獄法施行細則第四百十條ニ依レハ領置品基帳ニハ典獄之ニ證印ス可キ規定ナルニ監獄會計事務章程中該證印ノ方法ヲ示シタルモノナリ右ハ領置品基帳申適宜證印シ然ルヘキヤ
 - 一〇、領置品基帳作業賞與金ノ部ニ於ケル受入金額ニハ其時時典獄ノ檢印ヲ受置キ之ヲ以テ歳入歳出外現金出納計算書ノ受入證票書ニ充用シ差支ナキヤ
 - 一一、不用物品書留簿ハ廳用及獄用品物品會計官吏ト作業品分任物品會計官吏ト各別ニ設備シ然ルヘキヤ
 - 一二、工事又ハ物品購入等ニ付競争入札施行ノ場合ニ於ケル入札保證金ハ落札人以外ノ等ニシテ即時還付スルモノニ對シテハ現金出納簿ニ登記ヲ要セザルヲ
 - 一三、乙年度ノ始ニ於テ納入スヘキ在監人食料用米麥等ノ購入ニ對シ甲年度末ニ於テ該購入契約ヲ締結スルモ差支ナキヤ
- (乙號)
- 一、後段貴見ノ通

- 二、前段貴見ノ通
- 三、前段貴見ノ通
- 四、後段貴見ノ通
- 五、差支ナシ而シテ月額ノ標準ハ前三年ノ平均額ノ範圍内ニテ契約シ居ル向アリ
- 六、貴見ノ通
- 七、貴見ノ通
- 八、食器ニ付テハ戒護主任タル看守長、作業器具ニ付テハ作業主任タル看守長ヲ相當トス
- 九、貴見ノ通
- 一〇、貴見ノ通
- 一一、貴見ノ通
- 一二、貴見ノ通
- 一三、乙年度豫算官報ニ公布セラレタル以後ニ於テハ本省ヨリ豫算分賦ノ有無ニ拘ラス貴見ノ通但歳出ノ所屬年度ハ現ニ物品ヲ納入シタル年度即チ乙年度ナルコト勿論トス

○保管證書受拂報告書ニ關スル件

司法省會甲第五六二號大正三年三月廿六日各監獄宛會計課長通牒(監獄會計事務章程第四百條ニ依リ作成スヘキ大正二年度保管證書受拂報告書ノ俄ハ大正二年三月三十一日ヨリノ越高テ前年度越前ノ欄ニ同年四月一日ヨリ六月三十日マテノ分ハ七月一日以降ノ分ニ併算シテ本年度受高ノ欄ニ記載シ又廢止ト爲シタル監獄又ハ分

監ノ分ハ之ヲ繼承シタル監獄又ハ分監ノ分ニ併算記載相成度依命此段及通牒候也

○購入外國米調書提出ノ件

司法省會甲第五七八號(大正三年三月二十八日各監獄典獄宛會計課長照會) 大藏省ノ照會ニ依リ監獄ニ於テ購入シタル外國米ニ關シ別紙様式ノ調書必要有之候間大正三年四月以降毎月分取調書月五日迄ニ差出相成度依命此段及照會候也 追テ大正二年十月以降本年三月迄ノ分ヲ本文様式ニ準シ毎月區分シ來ル四月五日迄ニ差出相成度此段申添候也

(別紙) (用紙郵便葉書)何年度何月分購入外國米調書

産地	數量	購入代價
東京米	石	
何々		
合計		

備考 本調書ハ分監ノ分ヲ併算スヘシ

○監獄會計事務ニ關スル件

司法省會甲第六〇二號(大正三年四月六日各監獄宛會計課長通牒) 監獄會計事務ニ關スル別記ノ事項金澤監獄へ回答致候條爲御參考

及御通牒候也

(別記)

一、分監、出張所等ニ出張ヲ命セラレ同所ニ滞在申ノ看守カ臨時勤務ヲ爲シタル場合ハ、出張中ニ係ルヲ以テ、非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服スル者ト謂ヒ、雖ク從テ勤務手當ヲ支給セサルヲ相當トス

二、前項ノ看守カ宿直勤務ヲ爲シタル場合ハ、賄料モ亦支給セサルヲ相當トス

三、作業品ノ申出物製柄杓、箆、刷毛、砥石、木櫛、竹尺、器具器械ノ取扱ヲ爲シ器械油、蜜糸、蘭繩、金剛砂、消耗品ノ取扱ヲ爲スヲ相當トス

四、在監人ノ入監後購ヘシタル郵便切手及端書ハ、領置品基礎(郵便切手、郵便端書ノ部)トシテ使用スル「カード」ニ受拂ヲ登記スヘキモノニ有之候處購入即時ニ使用スルモノニ付テハ、關係書類ニ便宜「即時拂」等ノ符號ヲ附記シ該登記ヲ省畧スルモ差支無之候

五、在監人移監ノ爲メ領置金ノ送付ヲ要スル場合ニ於テモ、領置金基礎トシテ使用スル「カード」ハ之ヲ移送セサルヲ相當トス

○會計事務ニ關スル件

司法省會甲第六一二號(大正三年四月六日各裁判所監獄宛會計課長通牒) 補充科目ニ屬スル費途ノ過年度支出ハ、裁判所ニ於テハ、裁判所會計

事務章程第七十六條但書監獄ニ於テハ、監獄會計事務章程第五十五條但書ニ依リ、仕拂命令官直ニ支出ノ手續ヲ爲シ得ヘキ儀ニ候處所屬年度經過後會計規則第四十四條ノ期限内ニ於テハ、豫算處理上ノ都合有之候ニ付各廳ニ仕拂豫算不足ノ爲メ該手續ヲ爲スヘキ必要ヲ生シタル場合ハ、先以テ當該科目ノ豫算増額ヲ稟請シ其ノ指令ノ趣旨ニ依リ處理相成度爲念此段及通牒候也



叙任

會報

叙

叙正六位

同

給七級俸

依願免本官

任看守長

給月俸三十三圓

給九級俸

依願免本官

任看守長

給十級俸

任看守長

給月俸二十三圓

京都監獄詰ナ命ス

依願免本官

任看守長

給十一級俸

水戸監獄詰ナ命ス

依願免本官

給月俸三十七圓

盛岡監獄詰ナ命ス

長野監獄詰ナ命ス

從六立勳五等

同

從六位勳六等

看守長(水戸)

看守(水戸)

看守長(大阪)

看守(大阪)

看守(和歌山)

看守長(水戸)

看守(廣島)

看守長(長野)

看守(盛岡)

看守長(廣島)

看守(長野)

看守長(盛岡)

看守(和歌山)

看守(大阪)

看守(水戸)

看守(廣島)

江澤精一

渡邊武直

上田定次郎

西丸昌遠

川上里司

中村信吉

山中鐵一

山本淺吉

中島宇吉

柳田勘四郎

隔谷市太郎

高木安次郎

岩館久榮

高木安次郎

高木安次郎

高木安次郎

高木安次郎

高木安次郎

高木安次郎

茶話會

三月二十八日(第四土曜)午后二時より本會講堂に於て茶話會の例會を開催せり講師は檢事山岡萬之助氏にして氏は「罪犯と社會的殊に經濟的原因」と題し先づ犯罪の原因を大別して社會的刺撃に由る外界原因と犯罪人の心意に基く内界原因とに分ち社會的原因中經濟的刺撃による犯罪は其主要なるものにして外界刺撃に對する抵抗力即ち順應性の薄弱なるは所謂犯罪人の特徴として一般に認めらるゝ所なりと斷せられ次で最近十ヶ年間に於ける内外各國の犯罪統計殊に經濟的犯罪統計を擧げ或は先人の研究を援引し各罪質に就き各種の方面より精細なる説明を與へられ聽講者をして熱心に傾聽せしめたりしが就中物價の高低は犯罪的多寡に正比例せると、上流社會に風俗罪、有資産者

に詐欺罪比較的多數なる所以とを説明し聽講者をして一層深甚なる興味を惹起せしめたり、氏の講演は縷々二時間餘に渉り、柏手急霰の如き裡に降壇せられたるは恰も午后四時三十分なり當日の來會者は實に百餘名にして近來稀なる盛會なりし、參會諸氏の芳名左の如し

- 名越 庄三郎 北原 金三郎 森本 岩松 小川 彌八
 岩波 共治 關 直衛 山口 勝時 武藤 勝次
 吉上 源吉 永田 豐 酒井 豐太郎 林 豐
 小野 賢次 高山 一作 近藤 多平 山本 藤松
 森 勝三 今關 久二郎 金森 長之助 初岡 健一
 井上 清次郎 吉野 隆 小林 豐治郎 中山 登谷
 三上 忠成 手島 眞次 武田 順一郎 白井 爲吉
 西川 喜久男 湯淺 芳治 岡田 秀忠 久米 爲市
 蒲地 弘 西村 孝二 四ツ谷 喜太郎 小林 利吉
 石澤 信次 岡本 秀次 風間 權平 西野 十介
 相田 和三郎 吉田 平太郎 大屋 彌惣吉 吉野 七之助
 小澤 三七 御手洗 清治 都筑 正繁 米倉 忠治
 佐藤 貞吉 澤邊 康 上山 喜一郎 北岡 重民
 長坂 賢翁 小金井 知 渡邊 福太郎 佐藤 榮吉
 船山 常吉 巖 勝 熊 彌入 國太郎 渡邊 榮次

○其後の加盟保護會

府縣別	名	稱	所在地	代表者	保護範圍		
京都	團	加佐郡佛教加佐郡舞鶴町團	舞鶴町團	高見寛	團内		
同	團	愛宕四恩會	愛宕郡々役所内	兼田義路	直接間接		
高倉	子之吉	菊池	雅勝	飯泉	米藏	佐川	六藏
澤田	利喜三	磐井	宗成	佐伯	專信	藤井	惠照
平松	是信	柴田	英之	岡部	弘觀	松田	正壽
東山	惠雄	君塚	庄次郎	卜部	基白	崎	多藏
森川	兼乘	堀尾	貫道	奥山	源三郎	木村	政太郎
島田	敏太郎	河野	純孝	高松	竹三郎	渡邊	播太郎
本頁	英龍	岡田	萬雄	堀川	實然	秋庭	正道
田端	喜三郎	末光	柴平	山口	知信	長山	始
羽柴	瑪之助	原 胤	昭二	中谷	一夫	佐々木	龍順
渡部	新平	齋藤	敬	秋元	源次郎	栗山	秀道
佐藤	謙美	橋 典	仁	戸崎	丁性	島田	榮造
加藤	勝次郎	森元	祐	松本	一次	伊藤	俊光
河西	博文	白井	勇松	三浦	貢	眞木	喬

○加盟保護會々々長更迭
 茨城縣水北佛教慈悲會々々長蘭部見宗氏は今般都合

有之退職したるに付き同會に於て選舉の結果渡邊淨善氏會長に當選し直ちに其職に就けり

○加盟保護會閉會

兵庫縣但馬各宗協同會は神戸監獄豐岡分監出獄者保護の目的を以て創立したりしが該分監は昨年出張所と成り自然出獄人に異動を生したる結果最早同所には獨立の保護會存在する要なく爲めに今般總會の決議に依り閉會したる旨届出ありたり

○成人會々々費領收報告

- 金壹圓〇八錢也 大谷友次郎氏
 金八拾八錢也 光本寛隆氏
 金壹圓四拾八錢也 津田茂貴氏
 金壹圓四拾八錢也 駒澤和吉郎氏
 金七拾貳錢也 南幸田彦次郎氏
 金壹圓也 青峰覺成氏
 金參圓四拾八錢也 熊谷最勝氏
 金五拾錢也 富津田惠海氏
 金五拾六錢也 戸爾孝亮氏

- 金壹圓八拾八錢也
 金貳拾四錢也
 金七拾貳錢也
 金七拾貳錢也
 金七拾貳錢也
 金七拾貳錢也
 金七拾貳錢也
 金七拾貳錢也
 金壹圓六拾四錢也
 金壹圓八拾錢也
 金壹圓八拾錢也

- 原田 最雄氏
 上田 孫三郎氏
 鳥羽 洗氏
 片山 勲太郎氏
 相庭 鶴衛氏
 松田 又吉氏
 勝又 保代氏
 土山 得之氏
 山本 巖吉氏
 關 長晋氏
 浦水 玄痴氏
 教山 祐警氏
 印南 金次郎氏
 河地 幸作氏
 村上 則裕氏
 藤原 祐哲氏
 殿木 長三郎氏
 大塚 保氏
 平文武 講習會
 岡崎 司氏
 小池 博道氏
 中谷 一夫氏

金壹圓〇八錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金壹圓也
 金壹圓也
 金壹圓也
 金六拾四錢也
 金四拾錢也
 金五拾六錢也
 金八錢也
 金壹圓〇八錢也
 金壹圓〇八錢也
 金壹圓參拾八錢也
 金八拾八錢也
 金七拾錢也
 金七拾貳錢也
 金八拾八錢也
 金貳圓也
 金六拾四錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金九拾錢也

齋藤 藤清氏
 印南 於菟吉氏
 平塚 龍驥氏
 古川 順一郎氏
 赤石 元五郎氏
 岡 熊一氏
 栗原 定吉氏
 岡見 惠眞氏
 志豆 機源太郎氏
 大野 量彌氏
 岡 彌三郎氏
 榎木 雅孝氏
 西澤 榮太郎氏
 梅林 一衛氏
 野崎 行滿氏
 引野 信夫氏
 島崎 哲馬氏
 今川 頼一氏
 速水 九一郎氏
 高階 海量氏
 田村 英吉氏
 岡 省策氏

金六拾四錢也
 金參拾貳錢也
 金參圓八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金參圓貳拾四錢也
 金壹圓也
 金六拾四錢也
 金壹圓也
 金壹圓八拾八錢也
 金貳圓八拾八錢也
 金八拾八錢也

國司 廣勝氏
 楠下 芳潤氏
 芋川 正義氏
 杉野 喜祐氏
 佐野 佳夫氏
 片桐 寧氏
 四ツ元 戸内氏
 渡邊 播太郎氏
 浪田 安次郎氏
 金澤 公炳氏
 竹内 英夫氏



會費拂込注意

一 會費を振替貯金へ拂込まるる向きにして拂込
 まるるときは必ず通知書の裏面通信文欄内へ年
 月人員壹人當りを記せられたし

二 金額五圓未滿の會費を銀行に拂込るゝよりも
 振替貯金へ拂込るゝ方便なり振替貯金の口座
 番號は本誌表紙の裏面にあり就て看られたし

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

東京貳五〇五九番

口座
番號
加入者
氏名

監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(毎月十日ノ切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正三年四月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京府豊多摩郡大久保町大字
西大久保三百七拾番地
伊藤 俊光
編輯人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村 政富
印刷人
東京市麴町區下六番町十七番地
同 勞 舍
印刷所
東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋參六八番
監獄協會
發行所
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所
東京書院